

市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務
要求水準書

令和元年（2019年）7月31日

茨 木 市

目 次

I	総則	1
1	要求水準書について	1
2	関連法令・基準・計画等	1
II	事業概要	6
1	基本方針	6
2	業務範囲	6
3	敷地条件	7
4	施設概要	8
5	スケジュール	10
III	施設整備	11
1	施設整備の基本性能	11
2	施設整備の基本要件	12
3	ホール等施設	22
4	子育て世代包括支援センター	38
5	図書館	43
6	市民活動センター	45
7	プラネタリウム	46
8	共用・その他施設	47
9	外構施設	49
10	広場施設	49
IV	業務実施	51
1	基本事項	51
2	各種調査業務	52
3	設計業務	52
4	施工業務	55
5	工事監理業務	61
6	その他関連業務	62

■要求水準別紙

- 【別紙1】各室リスト
- 【別紙2】舞台特殊設備参考仕様
- 【別紙3】舞台備品リスト
- 【別紙4】一般備品リスト

■別添資料（敷地関連）

- 【別添1】敷地現況図
- 【別添2】土質柱状図
- 【別添3】既存埋設物等現況図
- 【別添4】既存樹木リスト
- 【別添5】都市計画公園全体図

■別途配布データ（参加者のみ配布）：敷地図等CADデータ

I 総則

1 要求水準書について

(1) 要求水準の目的・位置づけ

本要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、茨木市（以下「市」という。）が発注する市民会館跡地エリア整備事業（以下「本事業」という。）に係る複合施設等（以下「本施設」という。）の設計・施工業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により選定された受託候補者（以下「事業者」という。）に対し、本事業の適正かつ確実な実施を図ることを目的として示すものである。

要求水準は、市が本事業に求める基本的な水準を規定するものであり、事業者は要求水準書に示されている事項を満たす限りにおいて、本事業に対しさらに良質な空間・機能形成に向けた提案を自由に行うことができる。

(2) 要求水準の遵守

事業者は、本業務の実施において要求水準を遵守しなければならない。市は、事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するため、業務のモニタリングを行うものとする。

(3) 提案内容の優先適応

事業者の技術提案書の内容が要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として、優先的に適用されるものとする。

(4) 要求水準の変更

市は、本事業の事業期間中に要求水準の見直しを行い、その変更を行うことがある。市は、要求水準の変更を行う場合は、事業者と協議の上、必要な手続きを行うものとする。

2 関連法令・基準・計画等

各業務の実施に当たっては、関連するものを含め、以下に示す法令等を遵守すること。各種基準等については、契約締結時の最新版を適用するが、要求水準書における性能等を確保するための参考的な扱いとし、必要に応じて基準等の適用を判断するものとする。また、関係行政計画との整合をはかること。

(1) 関連法令等

① 法令

- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）
- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・ 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

- ・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・ 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- ・ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ 雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）

- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）
- ・ その他関連する法令

② 条例等

- ・ 大阪府屋外広告物条例（昭和 24 年大阪府条例第 79 号）
- ・ 大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）
- ・ 大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
- ・ 大阪府景観条例（平成 10 年大阪府条例第 44 号）
- ・ 大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）
- ・ 大阪府建築物の敷地等における緑化を促進する制度（平成 18 年）
- ・ 大阪府道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成 25 年大阪府条例第 12 号）
- ・ 茨木市土砂埋立て等の規制に関する条例（平成 29 年茨木市条例第 15 号）
- ・ 茨木市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成 29 年茨木市規則第 33 号）
- ・ 茨木市都市公園条例（昭和 50 年茨木市条例第 13 号）
- ・ 茨木市都市公園条例施行規則（昭和 50 年茨木市規則第 16 号）
- ・ 茨木市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年茨木市条例第 54 号）
- ・ 茨木市景観条例（平成 24 年茨木市条例第 19 号）
- ・ 茨木市景観条例施行規則（平成 24 年茨木市規則第 35 号）
- ・ 茨木市における大阪府屋外広告物条例施行細則（平成 24 年茨木市規則第 59 号）
- ・ 茨木市高度地区に係る特例許可の手續に関する規則（平成 22 年茨木市規則第 63 号）
- ・ 茨木市都市計画法施行細則（平成 5 年茨木市規則第 8 号）
- ・ 茨木市法定外公共物管理条例（平成 16 年茨木市条例第 23 号）
- ・ 茨木市法定外公共物管理条例施行規則（平成 17 年茨木市規則第 5 号）
- ・ 茨木市道路占用規則（昭和 60 年茨木市規則第 17 号）
- ・ 道路掘削と路面復旧の措置に関する内規（昭和 40 年茨木市内規第 3 号）
- ・ 茨木市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成 24 年茨木市条例第 49 号）
- ・ 茨木市道路の構造の技術的基準を定める条例施行規則（平成 25 年茨木市規則第 72 号）
- ・ 茨木市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 24 年茨木市条例第 50 号）
- ・ 建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 49 年茨木市条例第 19 号）
- ・ 建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（昭和 49 年茨木市規則第 13 号）
- ・ 茨木市における大阪府福祉のまちづくり条例施行細則（平成 21 年茨木市規則第 55 号）
- ・ 茨木市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成 14 年茨木市規則第 28 号）
- ・ 茨木市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 29 年茨木市規則第 30 号）

- ・ 茨木市下水道条例（昭和 45 年茨木市条例第 28 号）
- ・ 茨木市下水道条例施行規則（昭和 45 年茨木市規則第 38 号）
- ・ 茨木市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成 18 年茨木市条例第 39 号）
- ・ 茨木市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規則（平成 20 年茨木市規則第 11 号）
- ・ 茨木市文化財保護条例（平成 8 年茨木市条例第 14 号）
- ・ 茨木市文化財保護条例施行規則（平成 8 年茨木市教育委員会規則第 10 号）
- ・ 茨木市水道事業給水条例（昭和 35 年茨木市条例第 3 号）
- ・ 茨木市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年茨木市水道事業管理規程第 1 号）
- ・ 茨木市火災予防条例（昭和 37 年茨木市条例第 13 号）
- ・ 茨木市消防関係手数料条例施行規則（平成 23 年茨木市規則第 2 号）
- ・ 茨木市危険物の規制に関する施行規則（平成 12 年茨木市規則第 21 号）

（2）各種基準等

- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 官庁施設の環境保全基準
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築鉄骨設計基準
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱
- ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・ 建築工事施工管理要領
- ・ 電気設備工事施工管理要領
- ・ 機械設備工事施工管理要領

（3）関係行政計画等

- ・ 第 5 次茨木市総合計画

- ・ 茨木市都市計画マスタープラン
- ・ 茨木市文化振興ビジョン
- ・ 茨木市公共施設等マネジメント基本方針
- ・ 茨木市立地適正化計画
- ・ 茨木市中心市街地活性化基本計画
- ・ 茨木市地域防災計画
- ・ 茨木市次世代育成支援行動計画
- ・ 茨木市総合保健福祉計画
- ・ 茨木市景観計画
- ・ 茨木市木材利用基本方針
- ・ 茨木市雨水基本構想

II 事業概要

1 基本方針

(1) 検討経緯・事業の目的

昭和44年(1969年)の開館以来、長年にわたり市の文化芸術活動を支えてきた茨木市市民会館は、経年劣化や耐震性、バリアフリー等様々な課題から、平成27年(2015年)12月に閉館した。

長年、市民の「心の中心地」として機能してきた元市民会館に代わり、これからの市民にとって新たな心の中心地が必要であるとの考えから、「市民会館跡地活用」の検討を進めてきた。

平成28年度(2016年度)には、様々な年代や立場の方から意見を伺い、対話する場として「市民会館100人会議」を開催し、多くの市民の想いをいただくとともに、平成29年度(2017年度)に市民や有識者により構成した「茨木市市民会館跡地活用検討委員会」での議論も踏まえて、市民会館跡地を含む周辺エリアの活用における基本方針を示す「茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想」を策定した。

さらに、基本構想で示したコンセプトや導入機能、敷地設定等の方針について、「ホール利用団体等へのヒアリング調査」や「利用者アンケート調査」、「市民会館跡地エリア活用施設・広場づくりワークショップ」、「広場に関する社会実験」など様々な調査や活動を実施し、市民ニーズや意見を把握しながら検討を進め、新施設の具体的な施設機能やイメージ、ゾーニング、管理運営計画や事業の進め方について示すものとして「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」を策定したところである。

(2) 基本コンセプト

本事業は、市民自身が考え、使い、作り上げていく『育てる広場』をキーコンセプトとして、市民の様々な使い方、過ごし方を生み出し育てる場をめざす。

また、社会的包摂の考え方のもと、憩いやにぎわい、交流などのキーワードに沿って、図書館やホール、子育て支援や広場などの各機能が“つながる”、さらには“交じり合う”デザインや仕掛けを組み込むことで、新たな価値創造や相乗効果を生み出し、市民会館を利用していた人も、これまで利用してこなかった人も、訪れ、過ごせるような、市民の新たな「心の中心地」をめざす。

2 業務範囲

(1) 設計業務

- ① 各種調査業務
- ② 基本設計業務
- ③ 実施設計業務
- ④ 各種許認可申請業務
- ⑤ 交付金申請等補助業務
- ⑥ 市民ワークショップ等企画運営業務

(2) 施工業務

- ① 建築工事
- ② 電気設備工事

- ③ 機械設備工事
- ④ 昇降機設備工事
- ⑤ 外構工事
- ⑥ 備品調達及び設置業務
- ⑦ 公園整備工事
- ⑧ 関連工事（既存樹木の移植・伐採及び工作物の撤去等）

(3) 工事監理業務

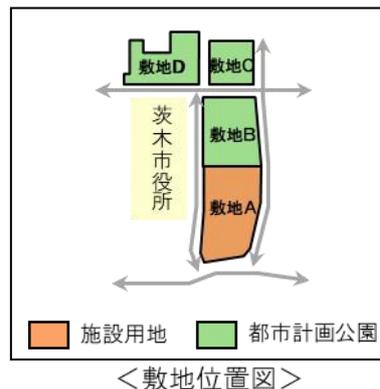
- ① 工事監理業務

(4) その他関連業務

- ① 開業準備への協力業務

3 敷地条件

主な敷地条件を以下に示す。なお、詳細については関連する別添資料を参照するとともに、インフラの状況等を含め、事業者においても適宜確認を行うこと。



<敷地条件>

項目		敷地A	敷地B
所在地		茨木市駅前三丁目9番	
敷地面積		約 6,200 m ²	約 3,650 m ²
		【別添1】敷地現況図による	
用途地域		商業地域	
防火指定		防火地域	
指定建ぺい率		80%	
指定容積率		400%	
日影規制		対象外	
高度地区		第7種高度地区 制限高さ 31m（敷地Aを対象に、本施設の計画に応じて一段階緩和（制限高さ 43m）を予定）	
都市計画			都市計画公園
道路	北側	—	府道約 16m
	西側	市道 15～20m	市道 15～20m
	東側	市道 9～12m	市道 9～12m
	南側	市道 15～20m	—
上下水道		上水道供給・公共下水道処理区域	
電気・ガス		関西電力、大阪ガス管内	
CATV		各社サービスエリア管内	
地盤		【別添2】土質柱状図による	
土壌汚染		なし	
埋蔵文化財		なし	
その他		【別添3】既存埋設物等現況図、【別添4】既存樹木リストによる	

4 施設概要

(1) 施設規模

本施設の規模は、敷地Bの公園施設（大屋根等）を除き、建物の延床面積として約16,500 m²程度（建物内に計画される駐車場・駐輪場を除く）とする。

(2) 施設構成

敷地ごとの本施設の種別及び主な諸室等の構成は、下表のとおりである。

各諸室は、記載する一定の用途、必要な機能を確保する前提とするが、その上で、複合施設を構成する要素として、異なる施設用途や広場など他の機能との連携、多様な使い方等ができるよう、柔軟で開放的な施設となるよう工夫を行う。

なお、大ホール、多目的ホール、図書館を除く諸室の数及び面積については、必要とする基準であるが、提案において併用利用や変更等を可とする。

<施設構成>

敷地	施設	諸室等	規模
敷地A	ホール等施設	大ホール 1,200席程度	9,000 m ² 程度 (諸室及び専用エリアの廊下等交通部分、設備スペース含む)
		多目的ホール 平土間 250席程度	
		市民利用諸室	
		共用管理諸室	
	子育て世代包括支援センター [いばらき版ネウボラ]	【共通】 ・事務室、相談室、健診待合・研修スペース、フリールーム、健診予診・保健相談室、派遣用女子更衣室、職員用更衣室、ベビーカー置場、洗濯機置場、授乳室 【子育て支援機能】	2,300 m ² 程度 (諸室計)

敷地	施設	諸室等	規模
		<ul style="list-style-type: none"> 子育て交流室、子育て支援会議室、倉庫、一時保育事務室、一時保育室、一時保育倉庫、屋内遊び場 【母子保健機能】 健診受付、尿検査室、歯科健診室、計測室、診察待合室、診察室、倉庫、調理実習室 	
	図書館	<ul style="list-style-type: none"> 開架閲覧室・閲覧スペース、えほん広場、事務室、予約受取スペース、読書テラス 	1,300 m ² 程度 (諸室計)
	市民活動センター	<ul style="list-style-type: none"> 市民交流スペース、備品庫、作業スペース、事務室、倉庫 	300 m ² 程度 (諸室計)
	プラネタリウム	<ul style="list-style-type: none"> 観覧室、展示・資料コーナー、事務室、倉庫等 	300 m ² 程度 (諸室計)
	共用その他	<ul style="list-style-type: none"> 総合案内、飲食施設、会議室、守衛室、救護室、共用トイレ、授乳室、湯沸室、風除室、ロビー、廊下、階段、昇降機、設備関連室等 	適宜
	外構施設	<ul style="list-style-type: none"> 屋外遊び場、車寄せ、身障者用駐車スペース、関係者用駐車スペース、駐輪場、構内通路、アプローチデッキ、植栽、遊具等 	
敷地B	広場施設	<ul style="list-style-type: none"> 大屋根、芝生広場、遊具、屋根付通路、駐輪場、構内通路、植栽、遊具、外灯等 	

注1) 施設ごとの規模は目安として示しており、実際の計画による。

(3) 開館時間等

各施設の開館時間については、令和2年度(2020年度)の管理運営計画により検討を行う予定であるが、参考として、現時点での各施設の開館等時間を下表に示す。

(管理運営計画では、休館日や開館時間について一定の調整を検討予定)

なお、年末年始のみ全館共通で休館日となる。

<現状の開館時間等(参考)>

施設名	月	火	水	木	金	土	日	備考
ホール等施設	9~22	9~22	9~22	9~22	9~22	9~22	9~22	月1回休館
子育て世代包括支援センター	8:45~ 17:15	8:45~ 17:15	8:45~ 17:15	8:45~ 17:15	8:45~ 17:15	休館	休館	
図書館	9:30~ 17:00	休館	9:30~ 20:00	9:30~ 20:00	9:30~ 20:00	9:30~ 17:00	9:30~ 17:00	資料点検休館(4日)
市民活動センター	休館	9:45~ 18:00	9:45~ 22:00	9:45~ 18:00	9:45~ 22:00	9:45~ 18:00	9:45~ 18:00	
プラネタリウム	休館	休館	休館	9~17	9~17	9~17	9~17	上映回数3回で不定期での上映も有
飲食施設	未定							

また、各施設の運営主体についても管理運営計画で検討予定であるが、参考として、基本計画等において検討した方向性を次頁の表に示す。

＜各施設の運営主体（基本計画等における方向性）＞

施設名	運営主体
ホール等施設	指定管理者として茨木市文化振興財団を中心に検討
子育て世代包括支援センター	市直営（一部委託等の検討）
図書館	市直営
市民活動センター	指定管理者
プラネタリウム	市直営
その他	飲食施設及び施設全体の維持管理等業務について指定管理もしくは委託を想定

5 スケジュール

（１）本事業のスケジュール

本業務のスケジュールは、設計着手～工事実施、施工引渡し期間として令和2年（2020年）4月～令和5年（2023年）9月迄を予定している。

ただし、飲食施設及び屋内遊び場については、令和5年（2023年）3月迄に部分引き渡しを行い、施設の部分供用開始に合わせ竣工できるようにすること。

ホール等施設以外の部分供用開始時期を令和5年（2023年）10月、ホール等施設を含む全館供用開始時期を令和6年（2024年）4月の予定としているため、事業者は、竣工後の市（指定管理者）による開館準備への施設面の協力を行うこと。

なお、竣工引渡し時期の前倒し（工期短縮）は可能であり、その場合は上記の供用開始時期も前倒しとする。

また、本施設の管理運営に関するスケジュールは、以下の予定としている。

項目	時期
都市計画都市施設「近隣公園」の変更	令和元年（2019年）6月13日告示
敷地Aの一部用地取得	令和2年度（2020年度）
管理運営計画の検討、策定	令和2年度（2020年度）末まで
条例規則等規則の制定、指定管理者等の手続きなど	令和3年度（2021年度）～令和4年度（2022年度）
ホール等施設の事前予約開始時期	令和5年（2023年）4月（全館供用開始より1年前）

（２）関連事業のスケジュール

周辺において関連する事業のスケジュールは、概ね以下の予定としている。

なお、暫定広場とは敷地C及び敷地Dの一部の暫定期間利用を指す。

項目	時期
元市民会館解体工事	着工済～令和元年度（2019年度）末まで
中央公園北グランド拡張工事	令和2年（2020年）1月～令和2年（2020年）12月
暫定広場の整備	令和2年（2020年）1月～令和2年（2020年）7月
敷地C及び敷地D敷地の検討	令和3年度（2021年度）頃から事業化検討を行い、その後事業者募集・選定予定
敷地C及び敷地Dの整備	令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度） （事業内容により期間は変動）
福祉文化会館解体工事	令和6年（2024年）4月～令和7年度（2025年度） （本施設完成を経た機能移転後に実施）

Ⅲ 施設整備

1 施設整備の基本性能

以下に示す施設の基本性能を確保し、広場部分を含めた各分野が整合し、バランスのとれた合理的かつ機能的であるだけでなく、相乗効果を発揮するような施設整備を行う。

＜基本性能一覧表＞

分野	項目	概要
社会性	地域性・景観性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地する地域の歴史や風土の特性を考慮し、地域社会への貢献や周辺環境との調和を図り、立地に見合った良好な景観が形成されること。 ・ 敷地はJR茨木駅と阪急茨木市駅を結ぶ東西軸（都市的要素）、元茨木川緑地や公園等の南北軸（自然・文化的要素）の2つの軸の交点であることを踏まえ、まちづくりの視点や中心市街地という立地性を重視した施設整備を行うこと。
環境保全	環境負荷低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の長寿命化に配慮し、将来的な建替え、解体も含めた総合的な環境負荷低減が図られること。 ・ 施設のライフサイクルにわたって発生する廃棄物が削減され、適正使用・適正処理が図られること。 ・ 人体への安全性、環境への影響及び資源循環に配慮したエコマテリアルの建設資機材が選定されること。 ・ 施設が消費するエネルギーを抑制し、自然エネルギーや資源の有効利用が図られ、総合的に環境負荷が低減されること。
	周辺環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設建設や、建物・設備等にもなう騒音・振動、風害及び光害の抑制など、周辺環境及び生態系へ及ぼす負の影響が低減されること。
安全性	防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の地震災害及び二次災害に対して、構造体、建築非構造部材、建築設備等の安全性が確保されること。 ・ 火災に対して、人命、財産・情報における耐火、初期火災の拡大防止及び火災時の避難の安全が確保されること。 ・ 水害に対して、雨水流出抑制対策を行うなど、人命などの安全が確保されること。 ・ 風や落雷に対して、人命の安全に加え、施設や機器等の機能確保が図られること。 ・ 常時荷重により構造体に使用上の支障が生じないこと。
	機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインが途絶した場合でも、一定の機能維持が図られること。
	防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られ、利用者のプライバシー、セキュリティが確保されること。
機能性	利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的や利用状況等に応じた移動空間及び搬送設備が確保され、移動等が円滑かつ安全に行えること。 ・ 可動部や操作部の安全性が確保されること。

分野	項目	概要
	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす利用者や、視覚・聴覚障害者など、すべての利用者が円滑かつ快適に施設を利用できること。
	室内環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途に応じた各種騒音への対策や遮音性など必要となる音環境が確保されること。 ・ 用途に応じた照度の確保や照明制御、自然採光など必要となる光環境が確保されること。 ・ 用途に応じた温湿度の設定や空調ゾーニングなど必要となる熱環境が確保されること。 ・ 用途に応じた換気や空気清浄度の確保など必要となる空気環境を確保できること。 ・ 利用者の健康等に悪影響を与えない衛生環境が確保されること。 ・ 人の動きや設備、交通、風による振動により不快感を与えることのないよう性能が確保されること。
	情報化対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な通信機能等に対応した情報処理機能が確保されること。
経済性	耐用性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切な修繕、更新等を前提に、機能の合理的な耐久性が確保されること。 ・ 社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるフレキシビリティを確保すること。
	維持保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃や点検保守等に維持管理が効率的かつ安全に行えること。 ・ 材料や機器等の更新が経済的かつ容易に行えること。

2 施設整備の基本要件

以下に示す要求水準とともに、【別紙1】各室リスト等を踏まえた施設整備を行う。

(1) 土地利用・動線計画

- ・ 敷地Aに対し、機能的な動線計画となるよう建物を配置するとともに、施設から大屋根を介して広場（敷地B）や外部空間との連続性を重視した設えとし、光と風を建物内に取り込むなど自然を感じられる配置とする。
- ・ 徒歩や自転車によるアクセスに配慮した配置・動線計画とし、地上レベルでのアクセスの他、東側、南側の敷地外歩道から立体的に建物へとアプローチできる歩行者デッキを設置する。
- ・ 各方面からの自転車利用を想定し、建物への各出入口付近に利便性やデザイン性に配慮した駐輪場を分散配置する。駐輪スペースとして確保できることを前提に、舗装や芝生スペースとすることも可とする。
- ・ 車両アクセスは西側市道からの出入とし、施設メインエントランス前の車寄せ、バックヤードエリアへのホール等搬出入トラック、スタッフ用駐車場への出入口を適切に配置する。

(2) 建築計画

① 平面・動線計画

- ・ホール等施設をはじめ、各施設の用途、諸室の特性を把握し、機能性、利便性に配慮した平面計画とする。
- ・機能の組み合わせによる新たな価値創造や、連携による相乗効果を想定した諸室の配置及び動線計画とする。特に、図書館機能においては、子育てや市民活動センターなど他機能が所管する諸室や、エントランスなどの共用部分、広場などを含めた、エリア全体での事業展開を視野に入れた施設とする。
- ・メインエントランス以外に、各方面からのサブエントランスを設置するなど、効率的なアクセスが可能な動線とする。
- ・建物内の動線は、すべての利用者が安全で円滑に移動できるよう配慮する。特に、ホール等施設の大ホールなど、大勢の利用客が集中するエリアは、日常から分かりやすい動線とする。
- ・階段や廊下等の移動空間は、明解かつ安全に利用できる計画とし、床上ガラス面とする場所には衝突防止の配慮を行う。
- ・各施設のゾーニング、利用形態を踏まえた位置に、適切な基数・仕様の昇降機を設置する。ホール等施設への客用エレベーターやエスカレーター、その他各施設への利用者用エレベーターの適切な配置の他、サービス用のエレベーターについても、計画に応じて必要な仕様の昇降機を設置する。

② 階層・断面計画

- ・各部門の特性を踏まえ、市民の利便性や施設間の連携に配慮した機能的な階層構成とする。
- ・ホール等施設は、大ホールなど舞台及び客席空間の特性を踏まえつつ、多目的ホール及び市民利用諸室の配置を含め、利便性や管理運営に配慮した階層構成とする。
- ・子育て世代包括支援センター及び図書館については、利便性だけでなく、広場空間との相乗効果や、施設全体の価値向上等を意識した配置としつつ、複数フロアでの構成を可とする。
- ・市民活動センター、プラネタリウムなどについても、複合施設であることを十分に踏まえつつ、適切な階層で配置する。
- ・各用途及び諸室の特性に合わせて、快適性や合理性を踏まえた階高設定、断面計画とする。

③ 外観・立面計画

- ・中心市街地や周辺の立地環境を考慮するとともに、市民利用主体の複合施設、隣接して整備する公園のオープンスペースなどの要素を総合的に勘案し、公共施設として良好な景観形成を図るだけでなく、「次なる茨木」へとリードする外観計画とする。
- ・立地や周辺環境を的確にとらえるとともに、大規模施設であることを踏まえて施設機能に対応した開放的なファサード構成やボリュームデザイン、色彩・素材の変化、開口部の大きさや位置などの工夫を行い、市の中心地に建つ建物、シンボルとしてふさわしいデザインとする。
- ・年月を経て風合いが増すなど、素材感を活かした飽きのこないデザインとなるよう工夫する。また、ホール等施設の舞台部分（フライタワー）は、高さ等による圧迫感の影響に配慮する。

④ 外装計画

- ・外壁及び外装は、ホール等施設や各施設用途、諸室に対し、室内外への十分な音響対策を行う。
- ・内部空間の構成にあわせ、断熱性を備えた外皮構成や開口部の配置とし、日射対策を行うなど室内環境にも配慮した施設とする。
- ・外装材は、気候の影響や経年劣化などを考慮し、維持管理に配慮した長期的に機能及び美観が保たれる材料とする。

⑤ 内装計画

- ・内装仕上は、素材感や色あいの工夫など、空間特性にふさわしい材料とし、場所に依じて居心地のよい雰囲気、イメージづくりに努める。
- ・仕上材は、各部門、諸室の用途、特性や使用頻度等に応じた材料とし、美観や維持管理面に配慮した適切な材料を選定する。
- ・人が触れる範囲の仕上材については特に留意し、傷や凹みのしにくい材料や、傷みが気にならないような材料選定、定期的な修繕のしやすい汎用性のある材料を用いるなどの配慮を行う。
- ・使用材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物などの化学物質を含むものを極力避け、環境面や改修時への対応にも配慮する。
- ・廊下、階段等の床材には、スリップ防止等の安全配慮を適宜行う。
- ・大空間における天井材の落下防止など、十分な安全対策を行う。

⑥ サイン計画

- ・サイン計画全般として、分かりやすさ及びデザイン等に配慮しつつ、単なるサインではなくテーマ性を備えた施設とする。
- ・外部からの主要動線からも視認できる位置に、施設名称の館名サインを設ける。また、敷地周辺のエリアにおいて、本施設までの主要ルートや周辺主要道路の各所における誘導・案内標識を、関係機関と調整の上設置する。これは、別途計画予定のデザインガイドラインに基づき中心市街地における移動と滞留、にぎわいや交流を構成するネットワークの一部であることを十分に踏まえたものとする。

<想定設置場所>

設置場所	種 類	箇所数
市消防本部前交差点	歩道案内版	1ヶ所
市役所前交差点	歩道案内版	1ヶ所

- ・エントランスロビーなど主要な場所に、施設の全体構成を示すフロア案内サインを設置する。
- ・エントランスロビーや建物動線の主要部に、ホール等施設をはじめとする各施設へと一目で利用者を誘導できる案内サインを分かりやすく設置し、大勢の利用がある場合に利用者が詰まることなくスムーズに流れるよう配慮する。
- ・全館案内板及び各階案内板については視覚障害者対応とする。
- ・諸室やトイレ等へと利用者を案内する誘導サインを、ロビーや廊下等の主要な部分に設置する。
- ・各室の入口等に室名サインを設置する。必要に応じて「使用中」の表示や「関係者以外立入禁止」等を明示するとともに、増設や取替えができるよう配慮する。
- ・トイレや階段、エレベーターなどのサインは、誰が見ても分かるようにピクトグラ

ムや色分けなど、デザインの工夫を行う。

- ・主要な館内サインで表示する言語は、4カ国語（日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語）に対応したものとする。

⑦ 環境配慮計画

- ・再生可能エネルギー、屋上緑化や壁面緑化などを積極的に活用し、環境啓発にも役立つ施設とする。
- ・設備機器については、省エネルギー機器を積極的に導入し、光熱水費の節減に貢献するシステムとする。
- ・廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用も促進し、建設工事においてもリサイクル資材の活用に配慮する。
- ・風害や光害による周辺への影響に配慮する。
- ・設備機器や車両から発生する騒音、振動、排ガスなどによる周辺への影響をできるだけ軽減した施設とする。
- ・雨水流出の軽減に配慮した施設整備を行う。

⑧ 防災安全計画

- ・地形、地質、気象等の自然的条件による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保する。
- ・施設機能に支障をきたすことのないよう浸水対策を講じる。地下フロアを設ける提案の場合は、浸水・冠水について十分に配慮する。
- ・ホール等施設など、多数の利用者を安全に避難誘導できる施設とする。
- ・不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難など、安全管理に配慮する。
- ・緊急車両の寄り付きが可能な動線を確保する。
- ・バルコニー、階段等については、落下防止に配慮する。
- ・建具等ガラスについては、自然災害や不慮の事故等によるガラス破損時の飛散・落下による危険防止に配慮する。
- ・災害時に市庁舎が使用できなくなった場合、本施設の市民利用諸室の一部などを災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の代替機能室として利用できるよう、必要なネットワーク、電話線、電源等を備え、非常時にはスムーズな展開を図れる施設とする。
- ・災害時の物資集積拠点スペースとして、大ホールの舞台やリハーサル室、広場の大屋根スペースを一時的に利用できる施設とする。
- ・災害時のボランティアによる被災者支援活動スペースとして、本施設のエントランスロビーや広場の大屋根スペースを活用し、ボランティアの受け入れを行うとともに、市民利用諸室や各ホールの楽屋等をボランティアの活動拠点として一時的に利用できる施設とする。
- ・災害時に、広場の大屋根スペースや本施設のエントランスホール等を開放することにより、一時避難場所として広場と一体的に利用できる施設とする。

⑨ ユニバーサルデザイン

- ・茨木市福祉のまちづくり指導要綱を遵守する。
- ・多目的に利用できるトイレを施設内に分散して配置する。
- ・各室の扉は各エリアの機能に支障のない範囲で引戸を採用するなど、誰もが利用しやすいものとする。また、車椅子利用者などにも配慮し部分的に自動ドアを設ける。
- ・ガラス壁面などの場合には、衝突防止など安全への配慮を十分に行うこと。

- ・災害などの緊急避難時に、聴覚障害がある人にも視覚情報の表示で誘導できる措置を行う。

⑩ ライフサイクルコストの低減

- ・施設のインシヤルコストだけでなく、維持管理費を含めたランニングコストも考慮し、ライフサイクルコストの低減を図ることのできる施設とする。
- ・耐久性や信頼性の高い材料・設備の採用など施設の長寿命化を図るとともに、維持管理や修繕のしやすさ、設備更新の搬入経路の確保など、運用後の更新、修繕を容易に行える施設とする。
- ・漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上げ材の剥離、膨れ、乾湿の繰り返しによる不具合、結露に伴う仕上げ材の損傷等が生じにくい施設とし、容易に修理できるよう配慮を行う。
- ・利用者が使うエリアにある器具類は、十分な破損防止対策を行ったうえで、交換が容易な仕様とする。
- ・将来の情報通信技術等への対応に配慮した施設とする。

(3) 構造計画

① 耐震性能

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づく耐震安全性の分類として、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類以上の耐震性能を持たせる。
- ・構造体は、計画に応じて保有水平耐力に基づく計算など、関係法令や所定の評価機関による十分な耐震性を確保する。

② 構造計画

- ・建物は建築・空間計画と整合したバランスのよい合理的な構造・架構形式とする。
- ・基礎構造は、敷地の地盤特性を踏まえた適切な工法・基礎形式とし、地盤沈下等の影響がないよう配慮する。
- ・各エリアの特性に基づく荷重条件に対して、十分な耐荷重を備えた構造とする。

③ 耐久性能

- ・躯体の耐久性能は、大規模補修が不要な期間として、65年以上を確保する。(建築工事標準仕様書／同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事 (日本建築学会) に定める計画供用期間において「標準 (大規模補修不要期間 65 年)」以上の耐久性能を確保する。)

④ 騒音・振動対策

- ・ホール等施設の大ホールや多目的ホールなど、大音量や振動を伴う同時利用においても騒音や振動の伝播をできるだけなくすため、各ホール部分と他のエリアとの構造的な工夫 (浮床構造等の防振対策) を行う。なお、構造や仕上材で十分な騒音及び振動対策を講じたうえで、大音量や振動を伴う利用においても各エリア間で空気伝播および固体伝播の影響を極力抑えられるよう、防振計算等の検討により支障がないと確認できる場合は、通常の構造とすることができる。
- ・周辺に対しても、騒音や振動の影響を与えないよう十分に配慮する。

(4) 設備計画

① 基本事項

- ・施設の持つべき性能が十分に確保され、周辺環境に対しても十分に配慮した施設と

する。

- ・設備方式は、環境保全性・安全性・操作性・経済性・保全性・耐用性及びバリアフリーについて、総合的に判断し選定する。
- ・設備スペースの大きさについては、主要機器の設置スペース、附属機器類の設置スペース、保守管理スペース、機器の搬入・搬出スペース、将来の設備容量の増強のための予備スペース等に留意する。
- ・建物内の配線・配管については、将来のメンテナンス、取替えを考慮する。
- ・パッシブデザインの採用や自然・再生可能エネルギーの有効活用など、省エネルギー・資源節約に配慮し、ランニングコストの低減及び環境保全に努める。
- ・設備全般で採用する電線・ケーブルはエコケーブル仕様とする
- ・本施設の設備全般の監視を守衛室で行う。
- ・ホール等施設の大ホール及び多目的ホールのNC値をはじめ、全体として各室の運用時の静かさを十分に実現する。
- ・ホール等施設の舞台各種設備との整合に配慮し、特にインバーター制御による高周波ノイズが音響設備に影響しないよう配慮する。また、設備機器が発する騒音・振動の制御及び機器・配線からの電氣的な発振の影響が音響設備に出現しないための配置位置や配線ルート等に配慮する。
- ・飲食施設や自動販売機コーナーなど、他の主体が運用するエリアには、電気や水道の子メーターを設置する。
- ・建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づきダクト・配管等の耐震施工を行うとともに、設備機器の転倒防止・落下防止対策を万全に行う。

② 電気設備

主要機器は屋内配置とし、中央監視設備により一括管理ができるようにする。

ア 照明・電灯コンセント設備

- ・管理区分に配慮した照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行う。非常照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置する。
- ・照明については自然光との調和及び空間演出を行い、必要に応じて照度、色温度が変更できるようにする。
- ・可能な限りLED照明を採用する。
- ・照明器具等は汎用品を使用し、取替がしやすいよう工夫する。吹抜等高所にある器具については、容易に保守管理ができるよう配慮する。
- ・各室の設計照度は、JIS等の基準に準拠して決定する。
- ・外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。
- ・ホール等施設の大ホール、多目的ホールの間接照明や誘導灯、足下灯消灯は、調光操作卓からの調整、消灯ができるようにする。
- ・各室の利便性に応じた回路構成とし、照明設備の点灯点滅方式は管理運営に配慮したものとする。
- ・各室のコンセント数は、備品リスト及び建築設備設計基準に準拠して決定する。なお、大ホール、多目的ホールの舞台ゾーンは、電源回路や容量に余裕を持たせ、多様な使い方をはじめ、清掃・保守管理及び電源が必要な什器備品の設置にも十分配慮する。
- ・床埋め込みのコンセントを設置する場合は、つまずき防止のためフラットなものを使用する。

イ 誘導支援設備

- ・ユニバーサルデザインの観点より、障害者等のための誘導支援システムを設置し、利用者が安全かつ円滑に利用できるようにする。
- ・ホール等施設の大ホール及び多目的ホールについては、茨木市福祉のまちづくり指導要綱に基づき、難聴者支援装置を設置する。方式及び設置範囲は事業者の提案による。

ウ 電話・テレビ共聴・インターホン・情報通信設備

(ア) 構内電話設備

- ・建物内各室に配管配線工事を行う。建物内の連絡用として、内線電話機能及び外部通信用としての電話設備を設置する。また、必要箇所に公衆電話を設置する。
- ・各施設の事務室等管理エリアに、外線電話を設置する。

(イ) 携帯電話設備

- ・携帯電話については、全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行う。ただし、ホール内では公演中に携帯電話が使用できないように携帯電話等機能抑止装置を設置し、携帯電話着信音等が鑑賞の妨げとならないように配慮する。

(ウ) テレビ共同受信設備・防災行政無線受信設備

- ・アンテナによる受信方式とし、各室直列ユニットまでの配管配線を行う。
- ・防災行政無線のアンテナ及び個別受信機に対応可能な受け口及び配管を設置する。

(エ) テレビ電波障害防除設備

- ・テレビ電波障害調査を実施し、建設（工事中を含む）に伴い近隣に電波障害が発生した場合は、本事業にてCATV等による電波障害対策を行う。

(オ) 構内情報通信網設備

- ・施設利用者にインターネット環境を開放するため、各所に無線LANアクセスポイントを設ける。ただし、将来の機器更新等に備え、配線へのアプローチや設備切り替え等が容易に行えるものとする。
- ・各施設の市民利用居室、事務室等については、天井及び床下に庁内事務系用の配管配線を行うこと。
- ・大ホールについては聴覚障害等の支援のために無線LANを設ける。

(カ) インターホン設備

- ・ホール等施設の舞台業務連絡用としてインターホン設備を設ける。
- ・インターホン設備は、呼出音を切ることでできる機能を有するものとする。
- ・多目的トイレ等に非常呼出設備を設け、事務室等に通報する。

(キ) 防犯設備

- ・建物出入口は、常時出入監視を行うことができる設備を備える。その他、職員等の入退館における鍵管理等の一括管理、鍵管理等を含めた防犯設備、監視設備等を適切に設置する。
- ・管理区分別にマスターキーを作成し、グランドマスターキーにて全館の管理が行えるようにする。
- ・職員用出入口については電気錠テンキーロックとする。

(ク) 火災報知設備

- ・関連法令により、受信機、感知器等を設置し、配管配線工事を行う。

(ケ) 構内通信線路設備

- ・通信引込みに関する配管工事を行い、埋設方式とする。インフラ引込み管の位置、高さ、形式を十分に調整するとともに、長期の地盤沈下及びメンテナンス・改修のしやすさに配慮する。
- エ 構内配電線路設備
 - ・電力引込み及び外構に関する配管配線工事を行う。なお、配管は埋設方式とし、将来の改修をスムーズにするため予備配管などを設ける。
- オ 受変電設備
 - ・電気室に設置し、受電及び変電を行う。
 - ・インバーター制御等による高周波の発生に対し、機器対応を含め、施設に影響が及ばないよう配慮する。
 - ・電気室は保守性や将来の更新・増設に配慮した位置に設ける。
- カ 自家発電設備
 - ・災害時等に対応するため停電時非常用電源を装備する。関連法令に定めのある機器類の予備電源装置として設けるとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置し、官庁施設の総合耐震計画基準に準拠して 10 時間以上の連続運転が可能な仕様とする。
- キ 電気時計設備
 - ・親時計を守衛室に設け、施設内要所に子時計を設置し、配管配線工事を行う。
 - ・ホール等施設の大ホール、多目的ホールには休憩表示機能を設け、電気時計と連動させる。
 - ・大ホールの舞台袖や各ホールの調整室等については、黒地に白表示で時刻が分かりやすく静音型の時計とする。
- ク 放送設備
 - ・関連法令及び施設内案内用に放送設備を設置し、配管配線工事を行う。また、管理区分別で放送が可能とし、BGM放送ができるようにする。
- ケ 映像・音響設備
 - ・大ホール、多目的ホールにおけるテレビ中継に対応した、電源・音響及び映像回線設備を設けるとともに、中継車駐車位置から舞台及び客席に至る仮設ケーブルを敷設するための貫通口及びケーブルフックを設ける。
- コ 動力設備
 - ・給湯設備、空調機、ポンプ類等への配管配線工事及び幹線工事を行う。動力制御盤は、原則として各機械室内に設置する。
- サ 監視カメラ設備
 - ・監視カメラ設備を、本施設の各出入口やエントランスロビー、ホワイエ、外構の主要部分をはじめ、一般利用と管理エリアの境界部分など、管理運営上必要な場所に適宜設置し、録画機能を備えた監視モニターを守衛室に設置する。
- シ 太陽光発電設備
 - ・太陽光発電設備を設ける場合は、発電量や外気温などがわかるパネルを施設内に設置する。
- ③ 機械設備
 - ランニングコストの低減に配慮し、省エネルギー、省資源、地球環境及び周辺環境に配慮した施設とする。また、配管については系統別に色分け表示を行うなど、維持管理や更新性、メンテナンス性に配慮する。

ア 空調設備

- ・各施設、各室の用途に応じ、省エネルギー・室内環境を考慮した最適な空調システムとする。
- ・各ホールや吹抜け部分等の大空間は、人の居る空間が快適な環境となるよう、それぞれの室特性に応じた空調システムとする。
- ・守衛室において、中央監視設備により各部屋の機器の発停及び温湿度管理ができるようにする。また、各施設の事務室や各室内においても、一定の対応ができるようにする。
- ・大ホールの舞台袖において、客席部分と舞台を個別に温湿度管理ができるようにする。
- ・舞台等での仕込み・撤去と本番上演、負荷の大きな変動、時間外使用等の特殊な用い方に効率よく対応できるよう配慮する。
- ・舞台上部は、コールドドラフト防止をはじめ、幕ゆれの防止など良好な環境を確保し、舞台上演や演奏及びそれらの演出等、客席での鑑賞に支障のないよう配慮する。
- ・インバーター制御による高周波ノイズによって音響設備等に影響が出ないように、空調設備の十分な対策を行う。
- ・ホール等施設の客席や舞台、楽屋、調整室、市民利用諸室、図書館の閲覧室など、空調運転時の静かさを確保する。
- ・ホール等施設の楽屋、スタッフ控室及び各調整室など、個別に冷暖切替・温度調整ができる空調システムとする。
- ・コンクリート製のシャフトやピットを設ける場合は、容易にメンテナンスできるよう配慮する。

イ 換気設備

- ・居室には 24 時間換気対応の換気設備を設置し、その他の諸室についても必要に応じて換気設備を設置する。

ウ 自動制御設備

- ・中央監視方式とし、守衛室で監視・制御する。

エ 熱源設備

- ・冷房熱源、暖房熱源、給湯用熱源のシステムについては、エネルギー・燃料の種別を含め、最適なシステムを導入する。

オ 給排水衛生設備

(ア) 給水設備

- ・給水系統に応じて、適切な設備、配管材料とする。なお、水道本管からの給水引込は耐震管から行うこと。

(イ) 排水設備

- ・排水系統に応じて、適切な設備、配管材料とする。

(ウ) 衛生器具設備

- ・便器は洋式とし、温水洗浄便座を装備する。また、高齢者、障害者、幼児にも使いやすい器具を採用し、節水型の衛生器具・水栓を使用する。
- ・小便器は自動水洗方式とする。
- ・洗面所・手洗い等の水栓は自動水栓とする。
- ・トイレの洗面所にはエアタオルを適宜備える。
- ・トイレには擬音装置を設置する。

- ・トイレにはベビーチェアー、ベビーシート適宜備える。(子どもが多数利用する階については、全個室にベビーチェアーを設置する。)
- ・トイレの洗面台・小便器には、傘掛け等を設置する。
- ・多目的トイレはオストメイト対応とする。

(エ) 給湯設備

- ・給湯の必要なトイレ、給湯室、その他諸室に、事業者の提案による方式、配管材料により給湯設備を設置する。
- ・ホール等施設の大楽屋、中楽屋の洗面台の給湯設備は、十分な容量を確保する。

(オ) ガス設備

- ・調理実習室の調理台の他、必要に応じて設置する。

カ その他設備

(ア) 厨房設備

- ・飲食施設内に、カフェレストランを想定した厨房設備を設ける。
- ・厨房設備は、提案及び運営内容に応じて適宜調整を行い、館内への臭気の拡散防止などに配慮する。

(イ) 消火設備

- ・消防法、同施行令及び同規則等の規定に準拠し、消火設備を設置する。
- ・消防地理、消防水利及び消防隊活動通路の確保について、必要な調整及び対応を行うこと。

(ウ) 自動体外式除細動器 (AED)

- ・全館共用エリア内及びホール共用エリア内にAEDを1台ずつ設置し、誘導サインにより設置場所の案内、明示を行う。

④ 昇降機設備

- ・一般用のエレベーターは、少なくとも前面はガラス張りとするなど開放感のあるものとする。
- ・行先ボタンは階表示を大きくする。
- ・エレベーター内に防災用備蓄キャビネットを設置する。
- ・乗用エレベーターはすべて、「茨木市福祉のまちづくり指導要綱」に対応する。
- ・録画機能を備えた防犯カメラを設置する。
- ・エスカレーターを設置する場合は、安全性、機能性に配慮するとともに、同要綱に対応した仕様とする。

3 ホール等施設

以下に示す要求水準とともに、【別紙1】各室リスト、【別紙2】舞台特殊設備参考仕様、【別紙3】舞台備品リスト、【別紙4】一般備品リスト等の内容を踏まえた施設整備とする。

【ホール系部門（大ホール・多目的ホール）】

(1) 基本事項

① ホールの構成・位置づけ

ホール系部門は、大ホールと多目的ホールの2つのエリアで構成する。

大ホールは、音楽をはじめとする各種舞台芸術に利用できる多目的かつ高機能なホールとし、市民利用を基本としつつ、アーティストやプロフェッショナル団体等による文化芸術事業など、質の高い公演等にも市民が触れることのできる場を提供できる空間とする。

多目的ホールは、平土間型とし、市民発表や展示、小規模コンサート、レセプションなどの多様な利用を想定する。

各ホールはそれぞれ有料公演が行えるよう、もぎり範囲が完結した利用を可能にするとともに、両ホールの同時使用による催事等も想定した配置とする。

来館者の安全で最適な鑑賞を実現するため、舞台機構をはじめとする特殊設備の安全な操作環境や、舞台を支えるスタッフの作業空間の機能性を重視し、安心して使える利便性の高いホールとする。

② ホールの利用用途

大ホール及び多目的ホールは、以下の用途の利用を想定する。

【大ホール（1,200席程度）】

- ・音楽：オーケストラ・吹奏楽、室内楽、ピアノ、合唱・声楽、市民オペラなどの生音系の他、ポピュラー・ロック、ジャズ、演歌などの電気音響系の利用
- ・演劇・ダンス：各種演劇、ミュージカル、バレエ、ダンスなどの利用
- ・伝統芸能：能・狂言、邦楽・民謡、邦舞などの利用
- ・集会その他：各種集会・講演などの利用

【多目的ホール（平土間 250席程度）】

- ・音楽：室内楽、ピアノ、合唱・声楽などの生音系の他、ポピュラー・ロック、ジャズ、などの電気音響系の利用
- ・演劇：各種演劇、ダンスなどの利用
- ・伝統芸能：邦楽・民謡などの利用
- ・集会その他：各種集会・講演、展示などの利用

(2) 大ホール

① コンセプト

市民の多様な文化芸術活動など“市民のハレの場”を担うとともに、次世代も見据えた質の高い舞台芸術に触れられる「高水準の劇場機能」と「魅力的な鑑賞空間」の実現をめざす。

ア 高水準の劇場機能の実現

可動式の音響反射板を用いて、アコースティックな音楽会から演劇・ミュージカ

ル等の電気音響を利用した演目に至るまで、様々な利用に対応できる音響的な性能を持たせると同時に、ミュージカル、ロック・ポップス等の上演において、吊物、照明、音響、映像など次世代の演出も十分可能な劇場機能を実現する。

イ 魅力的な鑑賞空間の実現

客席やホワイエ等の意匠は本物の質感を重視し、クラシックコンサート、バレエ等の祝祭的な空間や、ロック・ポップス等のクールな空間を両立させる魅力的な空間とする。また、舞台の視認性が良く上質で快適な座席空間を実現させた鑑賞環境をつくとともに、舞台から客席側へ出演者が飛び出してくるような近年の演出等も考慮した客席構造、演出機能（客席側上部の吊物用鉄骨、フック等）についても対応する。

② 空間計画

ア 客席計画

- ・ 座席数は1,200席程度とする。また、1階席のみを使った中ホール的な利用も想定し、1階席の席数は800席程度を確保する。
- ・ 客席空間は、大ホール利用はもとより、中ホール利用においても全席に出来る限り良好な鑑賞環境を確保し、適切な階層構成とする。なお、サイドバルコニー席を設ける場合は、見切れ席をできる限り避けるものとする。
- ・ 舞台に正対する座席は視認性を踏まえ、千鳥配置とする。
- ・ 舞台先端から1階席奥までの最大視距離は25m以内が望ましい。
- ・ 各列の横並びは、観客の出入りや迅速な避難等を考慮し、適切な席数とする。
- ・ 前方席エリアは、舞台と同レベルにフラット化できる機構及び観覧席の仕様とする（観覧席ユニットは舞台袖へと移動し保管）。
- ・ 1階席最後部に、PAエリアとしても使えるスペースを適宜設ける。
- ・ 車椅子席は、「茨木市福祉のまちづくり指導要綱」で規定する席数以上を確保し、位置は1箇所限定せず、各階に配置する。
- ・ 内装及びデザインは、居心地がよく落ち着いた上質な空間となるよう配慮し、通路及び階段の床面は、木質などの上質感ある仕上げとする。
- ・ 椅子は、長時間の着席にも疲れづらく座り心地のよい上質な仕様のもので、座席幅530mm程度、座席間隔950mm程度の配置としてゆとりを持たせる。
- ・ 席番銘板は、座と背の2箇所に設け、通路側床に列番号銘板を取付ける。
- ・ 通路や階段は、舞台との連続性に配慮し、歩きやすさに配慮するとともに、避難時のスムーズな移動に十分留意する。椅子のない階段や最後列の横通路等にも足元灯やノンスリップ灯などを設け、上演中でも観客が安全に移動できるようにする。
- ・ 持ち込み機材等による運用時に客席床に配線等が露出しないよう、扉上のケーブルフック、壁面沿いの入巾木、ケーブルピット等により処理する。
- ・ 上階席の階段や通路における転倒や落下防止に留意し、通路の階段手摺りや座席にぎり玉、バルコニー席突き当たり部分の高さ1,100mmの手摺り（開演時折りたたみ可）を設ける。
- ・ 中央付近の座席近くに、演出家や照明・音響デザイナーが舞台稽古等で利用するためのマイクコンセント、LAN、内線用の電話口と電源コンセント等を設ける。

イ 舞台計画

- ・ 舞台床のレベルは建物3階以下を基本とし、提案に応じて搬入等の作業性に配慮

した施設とする。

- ・ 学校園等での利用を想定し、可動式の音響反射板を設置した状態で、学年単位での合唱（250～300名程度）や大編成の吹奏楽演奏（100名程度）なども可能な十分な広さを確保できるものとする（参考基準：舞台の建築開口は幅20m程度、高さ12m程度）。
- ・ プロセニウムの開口は、可変して利用できるものとする（参考基準：幅が14.5m～18m程度、高さが7.2m～9m程度）。
- ・ バレエやダンス利用なども想定した十分な広さの演技エリア（引割昇降緞帳から Horizont幕まで）及び舞台袖を確保する（参考基準：幅と奥行きは14.5m×14.5m以上、上手、下手側にそれぞれ7.3m×14.5m程度の舞台袖）。
- ・ 楽屋ゾーンの廊下から舞台への出入口部分には前室を設けるなど、光や音漏れに配慮する。
- ・ 舞台空間は基本的に黒色の内装とする（スノコ下端まで）。グラスウールを中心とした吸音面を適切に配置し、舞台面から4m程度までの高さは、機材等が立て掛けられるよう、木繊維セメント板などの堅い仕上とする。
- ・ 舞台袖には掃除用の地流しを設置する。
- ・ 映像のライブビューイングが可能な設備を設けるとともに、大ホール、多目的ホールのライブ映像を相互に放映できるようにする。なお、信号線等についてはバックアップ対策を行う。

ウ 音響計画

- ・ 遮音や振動に十分配慮した防音、防振構造とし、多目的ホールや市民利用諸室との同時稼働、及び子育て支援や図書館等の施設利用に対して、可能な限り影響のないよう配慮する。
- ・ 静かさの基準（室内騒音低減目標値）として、運用状態でNC-20以下を目標とする。なお、要求水準を踏まえ、望ましい残響時間等の提案を行うこと。
- ・ アコースティックなコンサートやバレエなど生音を中心とする演目に適した音響とするとともに、ロック・ポップスや、演劇ミュージカル等の上演も可能な音響を確保する。
- ・ 反射面・吸音面を適切に設け、直接音や初期反射音が多く得られ、明瞭度が高く、質の高い音を確保するとともに、客席の壁や天井に設置した幕類など簡易なもので吸音し、残響や音響を調整できるようにする。

③ 舞台機構

ア 基本方針

- ・ プロセニウム方式とし、上下及び左右に開口を調節できるようにする。
- ・ 吊物設備は、演技エリアの大きさ約14.5m×14.5mに適したバトン本数を設置し、ライトバトン形式とする。
- ・ 吊物配置においては、演出の自由度に配慮するとともに、最新のシステムを積極的に取り入れ、将来の改修等にも配慮する。

イ 吊物機構設備

- ・ 吊物機構は、道具バトン類、ライトバトン、諸幕用バトン類、音響反射板で構成する。主に舞台上部と客席前方エリア上部に設置する。
- ・ 演出に用いる道具バトン、幕バトン類は可変速とし積載荷重200～700kg（一部1,000kg）程度、ライトバトンは一定速とし積載荷重1.5t程度とする。

- ・演出に用いる道具バトン、幕バトン類の昇降速度は、最低速度≒0m/min、最高速度90m/minの可変速とする。
- ・ライトバトン、道具バトン、幕バトン類に関しては、メモリ（10箇所）機能や荷重検出機能を設ける。
- ・音響反射板は、舞台上の生音の響きを客席に明瞭に届けるため、反響に最適な材質・質量・反響面角度などを検討した音響設計とする。また、音が効率良く客席に届くように正面・側面・天井反射板の隙間や客席天井面との隙間を極力少なくし、板厚の薄い部分も少なくする。
- ・スピーカー用の昇降バトンを3台設置する。
- ・舞台上の出演者が、天井や側面からの初期反射音を明瞭な状態で聞き取れるようにする。
- ・音響反射板の可動については、養生や重量バトンのフック掛け等の作業をできるだけ少なくし、少人数で安全かつ迅速に設置・収納が可能なシステムとする。
- ・音響反射板の出入扉は4箇所設置し、内2箇所はフルコンサートピアノがスムーズに出し入れできる大きさとする。
- ・音響反射板の開口は幅20m程度、高さ12m程度とし、コンサート時の舞台部と客席部の音のつながりをよくするため、可動式音響反射板の天井高を十分確保すること。
- ・音響反射板の内側にスクリーン・看板兼用の昇降バトン（電動又は手動）を設置する。

ウ 機械・操作・制御部

- ・吊物機構に関しては、荷重検知付や0速保持等を可能とする高性能の電動巻取機・制御機器を導入する。
- ・同期運転としてバトン数10台の稼働ができるよう電源容量を確保する。
- ・近年の傾向に則したPC利用の操作卓・制御システムを導入する。
- ・インターロックやバックアップ機能等の安全性能を充実する。

エ 諸幕類

- ・諸幕類として、引割昇降緞帳、暗転幕、紗幕、一文字幕、袖幕、中割幕、映写スクリーン、東西幕、大黒幕、水平幕等を設置する。

④ 舞台照明

ア 基本方針

- ・現代の舞台芸術から古典芸能まで多様な演目に対応できる設備内容とする。
- ・各公演の持ち込み機器対応のため、回路の増設が可能な電源・移動型調光器等を確保する。
- ・演技エリアの大きさに適したライトバトンの本数を設置し、灯体等の吊り込み作業は床レベルで行うことを前提とする。
- ・舞台照明全体のシステムは最新の機器とし、将来のLED導入を念頭に置いたシステムで、納入時に十分な性能が認められるLED機器を積極的に導入する。（納入時点で存在しない機器については従来型としてよい）。

イ 調光設備

- ・ムービングライト等の使用を想定した機能、プリセット入力等演出機能や可搬性にも配慮した調光操作卓を設置する。
- ・音響反射板の照明と客席照明について、色合い等の調光を連動できるようにする。

- ・催事によって最小限の技術スタッフとなる場合も想定し、舞台袖にて操作主幹の電源入切や簡単な仕込みなどの操作ができるよう配慮する。
- ・外部からの持ち込み対応も想定し、持ち込み卓用コネクタを設置する。
- ・制御回路としてDMXに加え、LAN回路も設置する。

ウ 電源部

- ・調光主幹盤、分電盤、調光器盤または直電源盤で構成する。
- ・舞台芸術の演出に対応した電源容量・調光回路数を確保する。
- ・将来対応を見込み、ムービングライトやLEDライト用の直電源100V、200Vを設ける。

エ 負荷設備

- ・舞台フロアコンセント、舞台サスペンションライト、ボーダーライト、ホリゾン
トライト、客席サスペンションライト、フロントサイドライト、シーリングライ
ト、バルコニーライト、フォロースポットライト等で構成する。
- ・奥行14.5m以上の演技エリアに対して、サスライトバトンを4列配置する。
- ・フォロースポットライトは4台+電源対応2台分の電源を確保する。

オ 移動器具

- ・スポットライト等の照明器具は、基本的な器具を本工事とし、その他は備品とす
る。
- ・エフェクトスポット等効果器類は、エリプソイダルライトや映像設備等を利用す
る。
- ・LEDライトやムービングライトの導入も視野に入れた器具とする。

⑤ 舞台音響

ア 基本方針

- ・基本的な拡声ができる構成とし、講演会から舞台芸術等まで対応可能な設備内容
とする。なお、複雑な演出に関しては持ち込み対応とする。
- ・光配線等のインフラ部分も含め、ネットワークオーディオによるフルデジタルの
舞台音響システムとし、納入時点で最新の機器を設置する。
- ・任意の客席位置からもPA卓を遠隔操作できるような対策を講ずる。
- ・生音の響きを重視しつつ、PAを利用したイベントにも対応できるような音響設
計とする。
- ・持ち込み機材（音響調整卓、DSP架、アンプ、スピーカー等）の設置及び電源
供給が十分かつ円滑に行えるようにする。

イ 操作機器等

- ・デジタル卓を導入し、可搬性にも配慮する。
- ・入出力回線が多くなる公演では、持ち込みの操作卓での対応を前提とする。
- ・舞台袖において、操作主幹の電源入切や簡単な仕込み、調整室のメイン卓との同
期など、ある程度の操作が可能となるよう配慮する。

ウ 拡声設備

- ・基本となる劇場形式として、舞台先端のプロセニウムスピーカーを中心に、舞台
へのはね返しスピーカー、効果音などをサポートする移動型スピーカーを配置す
る。
- ・音響反射板利用時のアナウンス等でも自然で明瞭に聞こえる拡声設備とする。
- ・配線、調整卓等のバックアップに対応する。

エ 舞台映像設備

- ・プロジェクター及び映像送出架を設置する。
- ・持ち込み等で舞台に設置されるLEDパネル等に対応した電源を設置する。
- ・舞台袖と調整室に映像架を設け、舞台袖での入力機器の複数の切替えができるものとする。
- ・映像・音声・データ等の信号の渡り回線を大ホール及び多目的ホールに設け、両ホールでの同時イベントにも対応する。

オ 舞台連絡設備

- ・舞台進行系、舞台系の職種間の連絡を図るため、インターカムや楽屋呼出し、運営用モニタースピーカー等を設置する。

カ I T V設備

- ・エアモニターマイク、I T Vカメラを用いて、舞台及びホワイエ等の状況を把握できるようにする。
- ・舞台進行が分かるよう調光操作室、音響調整室、舞台袖、楽屋、楽屋ロビー、スタッフ控室、ホワイエ、事務室、舞台技術控室にI T Vモニターやコンセントを設ける。
- ・一般設備として設ける施設全体のI T V設備と役割分担し、舞台用I T Vは必要十分な数を設ける。
- ・大ホール及び多目的ホール、市民利用諸室、子育て支援施設へ映像と音声を送出できるよう配管配線や映像モニターのシステムを設ける。

⑥ 舞台備品

- ・平台関係、伝統芸能関係、式典関係の備品等を設け、納入時点で最新の備品とする。
- ・照明備品は、スポットライトを中心に効果器類、ケーブル類等を整備する。
- ・音響備品は、マイクスピーカーや録音再生機器等を設ける。
- ・譜面台や指揮者台、演奏者用椅子の他、もぎり台等の家具を設置する。
- ・各備品について、移動や収納計画も十分考慮し、円滑に運搬できる各備品に応じた台車を備える。
- ・各備品の保管や移動に際しては、地震等による転倒や落下防止に配慮する。

⑦ 各室計画

ア 客席関係

室名（面積）	要求水準
マルチスペース （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・親子室や団体利用などに使用する。 ・子ども連れでも気軽に鑑賞できる空間となるような工夫を行う。 ・10席以上の収容人数として、ゆとりのある広さを確保しつつ、客席とはガラスで仕切り、鑑賞環境の良い空間とする。 ・複数室とする配置でもよい。 ・音漏れに配慮するとともに、独立した空調設備とする。
ホワイエ （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールへのアプローチにふさわしい空間とし、客席主階にまとまった面積を確保するとともに、開場時や幕間等で観客がくつろぎ、休憩できる空間としてベンチ等を配置する。

室名 (面積)	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入口部分にもぎりスペース、招待者や関係者用のスペースを確保する。 ・ ホワイエ内の適所に、客用コインロッカー (各種サイズ)、自動販売機コーナーを設置する。 ・ ホワイエ内にテーブル等の備品で仮設の荷物預かりスペースを設けられるようにする。 ・ 各階のホール出入口付近に大型モニターを設置し、遅れ客のための映像表示や休憩時間等の表示を行う。 ・ ホワイエでのレセプションや打上げ等のパーティーをする際のパントリースペース (流し台等) を適宜設ける。 ・ 客用エレベーターとの動線・位置関係に配慮する。
主催者控室 (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者の表周りスタッフ控室として計画し、休憩やチラシ折込み等の作業を行う。
客席案内控室 (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客席案内係を配置する催事の際の控室として設置し、その他スタッフ用としても利用する。
ホワイエ備品庫 (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 椅子、テーブル、サインスタンド、ポスタースタンド、ベルトパーティション、こども用クッション等の備品を収納する。 ・ 適宜分散配置としてもよい。
客用トイレ (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客席出入口のある階に設置し、各階の客席数に応じた規模とする。また、多目的トイレを各階に設置する。 ・ トイレの数はゆとりを持たせ、休憩時間の混雑を可能な限り緩和できる計画とする。女子トイレについては、興行場法の必要数に対して1.5倍程度を確保する。 ・ 女子トイレは、ウォークスルー方式を採用するなど、混雑解消や動線の輻輳に留意する。また、洗面台とパウダースペースは隣接配置させるなど、スムーズな移動に留意する。 ・ トイレには、おむつ交換スペースを設ける。 ・ ブース扉にイラストプレートを設け、扉の開閉によりプレート角度が変わり、空気が一目で分かるよう配慮する。 ・ 洗面台や小便器前などに傘掛け・杖用フックを設置する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホール利用者専用の授乳室を設置する。

イ 舞台関係

室名 (面積)	要求水準
舞台備品庫 (150 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台上で使用する大道具用備品などを収納する。 ・ 収納する備品に応じた天井高、扉寸法を確保する。 ・ 舞台と同フロアへの配置とし、1階にも分散配置としてもよい。
ピアノ庫 (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> ・ フルコンサートピアノ2台を余裕をもって収納できるスペースとし、搬出入しやすい配置とする。 ・ 扉の沓摺を含め、段差をなくす工夫を行う。 ・ 24時間室内の温湿度管理ができる設備を設ける。

室名 (面積)	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> 大ホール及び多目的ホールのピアノ庫は、スムーズな移動を前提に、一体利用可能な配置としてよい。
照明備品庫・音響備品庫 (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> 照明器具やスピーカー等をそれぞれ収納する。
機構制御盤スペース (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> 舞台機構の全電動昇降システムを想定した制御盤を収納する室もしくはスペースとして設置する。
調光器盤スペース (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> 舞台照明の調光器盤スペースもしくは室として設置する。
アンプ室 (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> 舞台音響のアンプ等の機器を設置する。
搬入ヤード (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> 11 tトラック 1台と 4 tトラック 1台が同時駐車でき、搬出入のしやすい配置、スペースを確保する。 コの字型のプラットフォームで、トラック荷台高さで整合した段差のない搬出入動線とし、背面側などに長尺物の運搬を含めた十分な荷捌きスペースを確保する。 ウィングルーフ車に対応した十分な天井高さを確保する。 外部側にシャッターを設置する。 シャッターを閉じた状態で、駐車したトラック後部のレベル調整機構を利用できる駐車スペースの奥行を確保する。 大道具等の接触により壁等の仕上げが痛まないよう配慮し、コーナー部には保護ガードを設置する。 舞台面への搬入用として、大型エレベーター（カゴ内寸 3 m × 6 m以上、荷重 8 t程度）を設置し、トラスなど長尺物の搬出入もスムーズにできるようにする。また、稼働時に舞台や客席への音漏れや振動が伝わらないよう十分に配慮する。

ウ 技術関係

室 (面積㎡)	要求水準
調光操作室 (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> 舞台照明のメインの操作室として、調光操作卓、信号制御盤、負荷モニター等を配置する。 仕込み時に舞台側と直接連絡等ができるよう小窓を設ける。
音響調整室 (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> 舞台音響のメインの操作室として、音響調整卓、録音再生機、効果機器、その他音響架を配置する。 機器からの発熱に配慮した空調を行い、本番時に音響調整卓の幅程度の開口を開けて、舞台からの音を直接、調整卓で聞こえるようにする。
映像投影室 (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクターを配置し、映像を投影するための室を設ける。
フロントサイドライト投光室	<ul style="list-style-type: none"> 舞台に対して、上下斜め前からのあかりを照射するための舞台照明設備の投光スペースとして設置する。

室 (面積㎡)	要求水準
(適宜)	
シーリングライト 投光室 (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台の開口幅+1m程度の幅とし、舞台の Horizont 幕で投光できるようにする。
フォロースポット ライト投光室 (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主演の役者等をスタッフの手で追尾しながら照明を投光する室として設ける。上演時には人が操作するため、独立空調とする。 ・ フォロースポットライトは4台を想定する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術諸室は関係者以外立入禁止とし、安全面に配慮する。

エ 楽屋関係

(ア) 基本方針

- ・ 楽屋ゾーンは、出演者が舞台へと出入りしやすいよう、可能な限り舞台近くに配置する。舞台と異なる階で諸室が構成される場合でも、出演者が楽器等を持って乗り込める十分な大きさの専用エレベーターにより、迅速に舞台への出入ができるようにする。
- ・ 関係者用駐車場に近接した位置に楽屋口を設け、主催者等が楽屋ゾーンへと出入りしやすい動線とする。また、各楽屋及び廊下は、衣裳や道具等の運搬など、利用状況に応じた十分な天井高を確保する。
- ・ 楽屋ゾーンから舞台への十分な遮音性を確保する。

(イ) 各室計画

室名 (面積)	要求水準
小楽屋 (25 ㎡×2室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個室もしくは数名利用として、2室設置する。 ・ 会議室としても利用できるようにする。 ・ 平面形状に応じて化粧台を設置し、各席に鏡、照明、電源コンセントを設ける。 ・ 化粧台の鏡を隠すことのできるロールスクリーンを設ける。 ・ 洋便器トイレを設ける。 ・ シャワーユニットを設置する。 ・ 入口扉上部に、持ち込み暖簾を掛けられるフックを設ける。
中楽屋 (50 ㎡×2室) 大楽屋 (100 ㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大人数で利用可能な室とする。 ・ 大楽屋は可動間仕切により2室に分割できるようにする。 ・ 会議室としても利用できるようにする。 ・ 平面形状に応じて化粧台を設置し、各席に鏡、照明、電源コンセントを設ける。また、各室に洗面台を設ける。 ・ カーテンにより仕切りができ、スノコを置いて着替えができるスペースを確保する。 ・ 床に備品の畳を敷いて座敷利用もできるようにする。 ・ 化粧台の鏡を隠すことのできるロールスクリーンを設ける。 ・ 入口扉上部に、持ち込み暖簾を掛けられるフックを設ける。
リハーサル室 (180 ㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出演者が本番前のリハーサルに利用する。 ・ 楽屋や会議室としても利用できるようにする。

室名（面積）	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前室を設けるなど遮音に配慮し、演技エリアの大きさ、形状にできるだけ近い平面形状とする。 ・ 利用に応じた適切な音響・遮音性を確保する。
スタッフ控室 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者の技術スタッフ用控室として設置する。
楽屋ロビー （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出演者が出番を待つ待機スペースとして設置する。 ・ 本番の時以外に日常的にくつろげ、ソファ等の家具を置くなど居心地の良い空間とする。
楽屋事務室 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋口に面して配置し、上演団体のスタッフにより出演者やスタッフ等の出入りを確認できるようにする。
楽屋トイレ （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋用として、男女別に十分な数とする。 ・ 多目的トイレを設置する。 ・ トイレは舞台への出入口に近い配置とする。
楽屋備品庫 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品等を収納する。
給湯室 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋利用者のための給湯室を設ける。 ・ 楽屋ロビーと一体的な配置としてもよい。
シャワー室 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女別とし、計2ブース設ける。
洗濯スペース （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衣裳などの洗濯スペースを設ける。 ・ 洗濯機と乾燥機が別々のものを2セット、主催者の持ち込み洗濯機のための洗濯パンを1台設置する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋ゾーンの廊下は、出演者の衣裳を置いたり衣裳を着てすれ違う場合も想定し、十分な幅（有効2.5m以上）を確保する。 ・ 廊下の一部壁面に、姿見ができる鏡を設置する。 ・ 廊下の一部に貴重品用のロッカーを適宜設置し、防犯カメラを設置する。 ・ 出演者等のための喫煙スペースを屋外に設置し、受動喫煙防止の十分な配慮を行う。

（3）多目的ホール

① コンセプト

市民の多様な活動の場として、「様々な利用ができる懐の深い空間」を実現するとともに、優れた音響性能も備えた高機能な多目的ホールをめざす。

ア 様々な利用ができる懐の深い空間の実現

平土間型のホールとして、音楽等の市民発表から展示、小規模コンサート、レセプション、軽運動など芸術文化から生活文化までの幅広い利用を実現する。

② 空間計画

ア ホール計画

- ・ 可動式ステージ（迫舞台）を備えた平土間型のホールとする。
- ・ ステージ利用時で最大250席程度（スタック椅子利用）の広さとし、鑑賞のしや

すさにも配慮した平面形状とする。

- ・迫舞台は電動昇降式とし、幅と奥行きは約 10.8m×5.4m（約 6 間×3 間）程度、舞台上部高さはキャットウォーク下まで 5～6m 程度、天井まで 9m 程度とする。
- ・主な出入口には前室を設けるとともに、長尺物の搬出入がスムーズにできるよう配慮する。
- ・内装デザインは、上質で居心地がよく、落ち着いた空間となるよう配慮する。
- ・持ち込み機材等による運用時に床に配線等が露出しないよう、ケーブルフック又は、ケーブルピットにより処理する。
- ・利用目的により照度、色温度等の調整ができるようにする。

イ 音響計画

- ・遮音や振動に十分配慮した防音、防振構造とし、大ホールや市民利用諸室との同時稼働、及び子育て支援や図書館等の施設利用に対して、可能な限り影響のないよう配慮する。
- ・静かさの基準（室内騒音低減目標値）として、運用状態で NC-25 以下とする。
- ・アコースティックなコンサートなど生音を中心とする演目に適した音響とするとともに、ロック・ポップスや、演劇等の上演も可能な音響を確保する。
- ・幕類など簡易なもので吸音し、残響や音響を調整できるようにする。

③ 特殊設備計画

- ・迫舞台の位置も考慮したキャットウォーク、吊物機構及びバトンを設ける。
- ・吊物配置においては、演出の自由度にも配慮する。
- ・最新のシステムを積極的に取り入れる他、将来の改修等にも配慮する。
- ・多用途の利用や空間計画を踏まえた音響、照明設備、調整スペースを確保する。
- ・舞台用の照明設備は、電源・制御関係のインフラの整備を主体とする。
- ・舞台用の音響設備は、電源と配線回路のインフラの整備を主体とし、基本的な拡声設備を設ける。
- ・映像のライブビューイングが可能な設備を設けるとともに、大ホール、多目的ホールのライブ映像を相互に放映できるようにする。なお、信号線等についてはバックアップ対策を行う。

④ 諸室の要求水準

ア 客席関係

室名（面積）	要求水準
ホワイエ （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールへのアプローチにふさわしい空間とし、まとまった面積を確保するとともに、開場時や幕間等で観客がくつろぎ、休憩できる空間としてベンチ等を配置する。 ・入口部分にもぎりスペースを確保する。 ・大型モニターを設置し、遅れ客のための映像表示や休憩時間等の表示を行う。 ・レセプション等を行う際のパントリースペース（流し台等）を適宜設ける。 ・客用エレベーターとの動線・位置関係に配慮する。
控室 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者などのスタッフ控室として設置する。

室名（面積）	要求水準
ホワイエ備品庫 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 椅子、テーブル、サインスタンド、ポスタースタンド、ベルトパーティション、こども用クッション等の備品を収納する。
客用トイレ （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客席数客席数に応じた規模とする。また、多目的トイレを設置する。 ・ トイレの数はゆとりを持たせ、休憩時間の混雑を可能な限り緩和できる計画とする。女子トイレについては、興行場法の必要数に対して1.5倍程度を確保する。 ・ 女子トイレは、ウォークスルー方式を採用するなど、混雑解消や動線の輻輳に留意する。また、洗面台とパウダースペースは隣接配置させるなど、スムーズな移動に留意する。 ・ トイレには、おむつ交換スペースを設ける。 ・ ブース扉にイラストプレートを設け、扉の開閉によりプレート角度が変わり、空気が一目で分かるよう配慮する。 ・ 洗面台や小便器前などに傘掛け・杖用フックを設置する。 ・ 配置計画により共用部のトイレ等との併用可とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホール利用者専用の授乳室を設置する。 ・ 配置計画により同じ階の授乳室と併用可とする。

イ 技術関係

室名（面積）	要求水準
備品庫 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタック椅子や展示用の備品などを収納する。
ピアノ庫 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ セミコンサートピアノを1台、余裕をもって収納できるスペースとし、搬出入しやすい配置とする。 ・ 扉の沓摺を含め、段差をなくす工夫を行う。 ・ 24時間室内の温湿度管理ができる設備を設ける。
調整スペース （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明、音響、映像の操作、制御などを行う。 ・ 独立した空調設備を設ける。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術諸室には関係者以外立入禁止とし、安全な動線となるよう配慮する。

ウ 楽屋関係

（ア）基本方針

- ・ 楽屋ゾーンは、出演者が多目的ホールへと出入りしやすい配置とする。
- ・ 楽屋口から主催者等が楽屋ゾーンへと出入り可能な動線を確保する。また、各楽屋及び廊下は、衣裳や道具等の運搬など、利用状況に応じた十分な天井高を確保する。
- ・ 楽屋ゾーンから多目的ホールへの十分な遮音性を確保する。

（イ）諸室の要求水準

室名（面積）	要求水準
小楽屋 （25 m ² × 2室）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個室もしくは数名利用として、2室設置する。 ・ 平面計画に応じて化粧台を設置し、各席に鏡、照明、電源コンセントを設ける。

室名（面積）	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化粧台の鏡を隠すことのできるロールスクリーンを設ける。会議室としても利用できるようにする。 ・ 可動間仕切により1室利用ができるようにする。 ・ 入口扉上部に、持ち込み暖簾を掛けられるフックを設ける。 ・ 洋便器トイレを設ける。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋ゾーンの廊下は、出演者の衣裳を置いたり衣裳を着てすれ違う場合も想定し、十分な幅（2.5m以上）を確保する。 ・ 廊下の一部壁面に、姿見ができる鏡を設置する。 ・ 出演者等のための喫煙スペースを屋外に設置し、受動喫煙防止の十分な配慮を行う。

【市民利用諸室】

（１）基本事項

市民の各種活動などに利用できる諸室として設置する。

各室の使い方や規模等に応じて適切な配置・動線計画とするとともに、開放的な雰囲気とすることにより、見る、見られるから新たな関係性が生まれるような、魅力ある空間づくりをめざす。

また、様々な利用時間に対応できる動線としつつ、多様な利用形態にもフレキシブルに対応できる機能を備えた諸室とする。

（２）諸室の要求水準

室名（面積）	要求水準
多目的室C 1 （会議室系） （200 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議や講演・講習会に利用する。 ・ 大規模災害時にオペレーションルームとしても利用する。 ・ 各室に移動が容易なテーブル、椅子のほか、スクリーン、ホワイトボード及び音響設備やプロジェクターを備える。
多目的室C 2 （会議室系） （100 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ オペレーションルーム利用時に、可動間仕切によりC 1とC 2の一体利用ができるようにする。 ・ 利用に応じた適切な遮音性を確保する。 ・ 共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとして室外から利用状況が見えるようにする。（カーテン等で遮られるよう工夫する。） ・ C 1、C 2の大人数での利用も想定し、廊下など適宜人が溜まることのできるロビースペースを確保し、ロビーチェア等を設置する。
多目的室C 3 （会議室系） （50 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議や打合せに利用する。 ・ 各室に移動が容易なテーブル、椅子のほか、ホワイトボードを備える。
多目的室C 4 （会議室系） （25 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとして室外から利用状況が見えるようにする。（カーテン等で遮られるよう工夫する。）

室名（面積）	要求水準
多目的室M1 （音楽系） （80 m ² ） 多目的室M2 （音楽系） （60 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に小編成の楽団や合唱団、生音の楽器練習などに利用する。 ・ 各種会議や講演・講習会、少人数でのダンス、演劇等の練習にも利用できるようにする。 ・ 各室に移動が容易なテーブル、椅子のほか、ホワイトボードを備える。 ・ アップライトピアノのほか、ダンス練習等に必要な鏡（壁面の一部・収納式）を常設する。また、移動式のダンスバーや鏡、ダンスシートなどの備品を備える。 ・ 利用に応じた適切な音響・遮音性を確保する。 ・ 共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとして室外から利用状況が見えるようにする。（カーテン等で遮られるよう工夫する。）
音楽スタジオ1・2 （各 15 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドラムやエレキギターなど電子楽器によるバンド練習や、管楽器等の練習などに利用する。 ・ 大音量の練習を行うため、十分な遮音性を確保する。 ・ 共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとして室外から利用状況が見えるようにする。（カーテン等で遮られるよう工夫する。） ・ 利用者が演奏の様子を確認できる大型の鏡を壁面に設ける。 ・ アンプ、ミキサー、録音、再生が可能な音響設備をシステムラックにより設置する。
多目的室D （ダンス系） （100 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主にダンスや演劇等の練習に利用する。 ・ 小編成の楽団や合唱団、生音の楽器練習などに利用する。 ・ 各種会議や講演・講習会、音楽の練習にも利用できるようにする。 ・ ダンス練習等に必要な鏡（壁面の一部・収納式）を常設する。また、移動式のダンスバーや鏡、ダンスシートなどの備品や、テーブル、椅子、ホワイトボードを備える ・ 利用に応じた適切な音響・遮音性を確保する。 ・ 共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとして室外から利用状況が見えるようにする。（カーテン等で遮られるよう工夫する。）
和室 （40 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茶道や華道、琴、三味線など伝統芸能の稽古などに利用する。 ・ 座談会などにも利用できるようにする。 ・ 座卓、座布団、ホワイトボードなどを備品として備える。 ・ 京間で16畳程度とする。襖等で区切られた前室より出入りできるようにし、水屋や炉を設ける。 ・ 外部に小規模な庭園（屋上庭園でも可）を設け、室内より見えるようにする。 ・ 共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとして室外から利用状況が見える工夫を行う。（障子等で遮られるよう工夫する。）

室名（面積）	要求水準
	夫する）。
更衣室 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> 主に多目的室M、Dや和室利用者のための更衣室として、男女別に設置する。 当該利用者以外の者が出入しないよう配慮する。
エントランスホール兼ギャラリー （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> 市民等が製作した作品などを展示できるギャラリーを、1階のエントランスホールと兼用して設置する。 各種展示ができるピクチャーレール、電源、スポットライトなどを設け、壁面に作品を置ける造作棚を適宜設置する。 移動式の展示パネル、テーブルなどを備品として備える。
備品庫 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> 各多目的室の備品を収納する。 各備品を無理なく収納できる広さとし、各階など適宜分散配置としてもよい。
給湯室 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> 市民利用諸室のエリア内に、共用の給湯室を適宜設ける。
トイレ （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> 市民利用諸室の利用者用として男女別に適切な数とし、多目的トイレも設置する。 洗面台や小便器前などに、傘掛け・杖用フックを設置する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 市民利用諸室の各エリアの廊下やロビー等には、休憩や打合せなどに利用できるソファやベンチ、テーブル等を随所に設け、市民の居場所となるよう工夫を行う。

【共用管理諸室】

（１）基本事項

ホール系部門（大ホール・多目的ホール）や市民利用諸室の管理運営などを行う管理諸室及び共用スペース等として設け、管理運営のしやすさに配慮した配置・動線計画とする。

（２）諸室の要求水準

室名（面積）	要求水準
事務室 （150 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ホール等の管理運営を行う事務室として利用する。 ホール等利用者の受付や来館チェックなど、施設の管理に配慮した配置計画とする。 受付カウンターや、管理運営スタッフ 25 名程度の執務スペース、打合せコーナー、給湯、収納スペースなどを適宜設ける。 受付カウンターは、チケット購入や各種利用手続きに対応した配置とする。
会議室 （20 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営スタッフの会議等のためのスペースとして設置する。 来賓や来客対応にも利用可能な配置とする。
舞台技術控室 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> 舞台技術スタッフのための控室として利用する。 舞台への動線に配慮した配置とする。

室名（面積）	要求水準
更衣室・倉庫 （適宜）	・ 管理運営スタッフが利用する男女別の更衣室や、物品等の倉庫を適宜設置する。

4 子育て世代包括支援センター

以下に示す要求水準とともに、【別紙1】各室リスト、【別紙4】一般備品リスト等の内容を踏まえた施設整備とする。

(1) 基本事項

① 施設概要

子育て世代包括支援センターは、「いばらき版ネウボラ」展開において、子育て支援に関するワンストップサービスを提供する中核拠点であり、子育て支援機能及び母子保健機能を中心に構成する。

② 配置・空間計画

施設では、各種支援サービスを受けるために市民が単に「待つ、利用する」だけでなく、「楽しく過ごせる、交流できる」といった付加価値を生み出せる空間づくりを前提として、低層階など市民がアクセスしやすい階に配置する。図書館や市民活動センター、多目的ホール等とも積極的な連携を行える開放的な設えとしつつ、市民の利便性や職員等によるサービス提供にも配慮した効率的なゾーニングを行う。

健診室などは、健診の流れとして、受診者が受付から待合を経て健診室や診察室へと一筆書きの動線によりスムーズに移動できるよう、また、問診票や機材を運ぶ職員もスムーズに移動できるよう配慮する。

③ その他

- ・子どもに配慮し、転落防止や指詰め防止等の安全に配慮した施設とする。
- ・サイン計画は、全体デザインとの統一を図りつつ、子どもにも分かるものとする。
- ・子どもが利用する室の床材については、転倒に配慮し、衛生上の対応が可能なものとする。

(2) 諸室の要求水準

室名 (面積)	要求水準
【共通】	
事務室 (350 m ² 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等 (100 人程度、児童虐待対策を含む。) の執務室として利用する。 ・受付・相談カウンター、給湯コーナーを適宜設ける。 ・休業日等に他施設の利用者が出入しないように配慮する。 ・相談室共用部への出入口を設ける。
相談室 (10 m ² 程度×9 室)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談や子どもの行動観察、面接、聞き取りなどに利用する。 ・事務室と同じ階に配置する。 ・6 室は事務室に近接させ内 3 室を外気に面して配置する。 ・上記外気に面した 1 室に可動間仕切りを設置する。 ・残りの 3 室を、健診待合・研修スペース付近に設置する。 ・防音に配慮しつつ、内装 (床・壁) は温かみをもたせ、床は衛生的でクッション性のある材料とする。 ・各エリアの 1 室程度を、家庭的な座卓形式 (小上がり+掘り込み) の相談室とする。

室名（面積）	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所に通報できる緊急用呼出設備を設置する。 ・収納（別途備品）に配慮した室形状とする。
健診待合・研修スペース （200 m ² 程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・健診待合（集団指導、予診、歯科健診、計測、保健相談等の待合）、研修スペース（各種子育て講座）として利用する。 ・絵本（読み聞かせを含む）コーナー、おもちゃによる遊び場、こどもシアター（プロジェクター及びスクリーンを適宜設置）、双方向型デジタルサイネージなどを、中心エリアに靴を脱いで利用できるスペースとして設ける。 ・健診時以外では各種子育て講座にも利用する。 ・事務室と同じ階に配置する。 ・部屋ではなく、緩やかな段差等で区切られたオープンスペースとする。 ・腰掛けられる絵本用の低い書架や、おもちゃ、下足などを収納できる造付家具を設置し、通路や待合スペースと緩やかに仕切りできるようにする。
フリールーム （50 m ² 程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診の集団指導室として利用する。 ・説明会や会議・打合せにも利用する。 ・事務室と同じ階に配置する。 ・健診予診・保健相談室と隣接させ、可動間仕切壁により連結する。 ・壁面（一面）に収納スペースを設ける。 ・床材は衛生的でクッション性のある材料とする。
健診予診・保健相談室 （80 m ² 程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・各種子育て講座や、健診予診・相談、会議・打合せなどに利用する。 ・事務室と同じ階に配置する。 ・可動間仕切壁により2室に分割利用できるようにする。 ・壁面（一面）に造付の収納スペースを設ける。
派遣用女子更衣室 （20 m ² 程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・健診時の派遣職員等（60人程度）の女子更衣室として利用する。 ・2段式更衣ロッカー（別途）を配置し、洗面台を設置する。
職員用更衣室 （60 m ² 程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用（100人程度）の男女更衣室として利用する。 ・1段式更衣ロッカー（別途）を配置し、男女別に適宜分割の上それぞれに洗面台を設置する。
ベビーカー置場 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本は1階とするが適宜2階にも設置する。 ・屋外に健診時等利用できる臨時置き場を設ける。 ・複数のベビーカーを同時に置ける余裕のある広さとする。 ・盗難防止対応を行う。
洗濯機置場 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・タオル等の洗濯を行う。 ・洗濯機、乾燥機各2台分のスペースを確保し、流し台を設ける。

室名（面積）	要求水準
授乳室 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・各階の利用しやすい場所に設置する。 ・事務室、健診待合付近に設けて、複数人で利用できる広さを確保する。 ・利用者間および出入り口からの視線に配慮し、カーテン等により仕切りができるようにする。 ・おむつ交換や調乳にも利用し、衛生面に配慮する。 ・洗面台を適宜設置すること。 ・施設全体の共用部分として設置することでもよい。
【子育て支援機能】	
子育て交流室 （150 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークルの活動や、各種講座、講習、研修会場及び会議等に利用する。 ・廊下側はガラス張りとし、中の様子が見えるオープンな雰囲気とする。（カーテン等で遮られるよう工夫する。） ・可動間仕切壁により3室に分割して利用できるようにする。 ・机、椅子が収納できるスペースを設ける。
子育て支援会議室 （60 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会などの各種会議に利用するため、外部等から見えないよう配慮する。 ・可動間仕切壁により2室に分割して利用できるようにする。
倉庫 （50 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援関連の備品、物品、書類、貸出用おもちゃ等を保管する。 ・物品用、書類用など適宜分割して配置してよい。
一時保育事務室 （50 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育及び屋内遊び場の受付、スタッフのための事務室とする。 ・1階に配置する。 ・一時保育室や屋内遊び場への利用者動線に配慮した配置とする。 ・受付カウンターを設け、休業日等に他施設の利用者が出入しないよう配慮する。 ・ミニキッチンを設ける。 ・受付及び事務、更衣、休憩スペースを含めた事務室とし、什器備品の設置に対応する。
一時保育室 （200 m ² ）	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業のための保育スペースとして利用する。 ・1階で外部に面した配置とする。 ・一時保育事務室から受付状況等を容易に確認、連絡できる配置とする。 ・室内に調乳スペースとして利用できる流し台を適宜設ける。 ・室内に子ども用洗面台、子ども用トイレ、洗濯機置場、汚物流し、おむつ替え付き沐浴ユニット等水廻りスペースや

室名（面積）	要求水準
	<p>収納スペースを適宜確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢別エリア分け等が行えるよう可動間仕切りを1箇所設ける。 ・可動間仕切り使用時においても水廻りスペースは各室から利用可能とする。 ・靴箱、個人ロッカー等の家具について必要数を確保する。 ・床暖房等を設け保育環境に配慮する。
一時保育倉庫 (20 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育用の各種備品、遊具、おもちゃ等を収納する。 ・1階に配置する。 ・適宜分割して配置してもよい。
屋内遊び場 (500 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの多様な遊び場空間として利用する。 ・1階で外部に面した配置とする。 ・委託先の運営内容により、乳幼児や児童の年齢や行動に応じた空間構成を想定する。 ・屋外遊び場とつながる一体的なゾーニングとし、双方の出入が可能な配置とする。 ・主要設備及び内装下地までを本事業で設け、内装仕上や什器備品などは運営委託先による設置工事を想定する。 ・洗面台が設けられるよう給排水設備を計画する。 ・空調について本工事範囲とするため、委託業者と調整のうえ工事を行うこと。 ・電気照明、コンセントの配管及び配線については部屋までの施工は本計画範囲とする。
【母子保健機能】	
健診受付 (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受付及び健診票等の記載を行った後に健診待合を利用できる配置、動線とする。 ・健診の流れに配慮した配置とし、受付カウンターを設ける。
尿検査室 (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> ・持参した検尿容器を提出する小窓を受付カウンター近くの目立たない場所に設け、尿検査用の小部屋を設ける。 ・尿検査室には排水設備を設け衛生面に配慮する。
歯科健診室 (10 m ² 程度×4室)	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診、個別歯科指導、手洗い等に利用する。 ・各室を隣接させ、プライバシーに配慮した配置とする。 ・各室に洗浄用シンク（給湯、収納付き）を設ける。
計測室 (40 m ² 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・身長、体重、頭囲、胸囲測定を行う。 ・計測室、診察待合室、診察室間を待合に戻らず下着のまま廊下に出ずに移動できる配置、動線とする。
診察待合室 (40 m ² 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師診察の待合及び診察後の着衣スペースとして利用する。 ・計測室、診察待合室、診察室間を待合に戻らず下着のまま廊下に出ずに移動できる配置、動線とする。
診察室	<ul style="list-style-type: none"> ・医師による診察室として利用する。

室名（面積）	要求水準
(20 m ² 程度×4室)	<ul style="list-style-type: none"> ・計測室、診察待合室、診察室の間を下着のまま廊下に出ずに移動できる配置、動線とする。 ・各診察室の奥で扉なしで行き来できる配置とする。 ・各室に洗浄用シンク（給湯、収納付き）を設ける。
倉庫 (60 m ² 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健関連及び予防接種に関連する備品、物品、書類等を保管する。 ・物品用、書類用など適宜分割して配置する。なお、10 m²程度分を歯科健診室に隣接配置し出入できるようにする。
調理実習室・調理準備室 (100 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食、幼児食講習会、子どもクッキング、親子クッキング、試作等に利用するとともに、子どものアレルギーや肥満予防等テーマ別の食育セミナーを実施する。 ・一般利用への貸し出しも行う。また、一般利用時は調理準備室に施錠できるようにする。 ・1階に配置する。 ・外気に面して配置し、ガラス面を多くとることで、中の様子が見えるオープンな雰囲気とする。 ・調理準備室の下準備用のガスコンロ台付き流し台を設ける。 ・調理準備室に消耗品等の保管ができるようにする。 ・ガス式のアイランド型オープン付調理台を4台（師範用1台含む）設置し、子どもでも利用できるような配慮を行う。 ・IH式のアイランド型オープン付調理台（電動昇降式）を1台設置する。 ・洗面台を設ける。 ・壁面（一面）に造作の食器棚を設置する。 ・備品、消耗品などの物品庫を室内に適宜確保し、調理実習室及び廊下から出入できるようにする。

5 図書館

以下に示す要求水準とともに、【別紙1】各室リスト、【別紙4】一般備品リスト等の内容を踏まえた施設整備とする。

(1) 基本事項

① 施設概要

現中条図書館に替わる新たな施設として設置するが、単なる移設とするのではなく、子育てやホール等との複合施設であることや、広場と一体整備という性格を最大限に活かし、積極的に他の施設機能との連携を進め、相乗効果を生み出せる図書館とする。

② 配置・空間計画

閲覧スペースは、子育て機能や市民交流スペースなど、他機能の諸室だけでなく、エントランスや施設内の共用スペースといった様々な場所にデザイン性のある書架やソファを配置し、気軽に本に触れられる空間づくりを行う。

積極的な木材の使用や緑の配置などのほか、暖色系でデザイン性のある照明などの配置などにより、上質な空間構成を行い、本を読むだけでなく、くつろぎ、憩いのスペースとして、「滞在したくなる居場所」となるような図書館をめざす。

施設全体の価値向上を意識した配置とするとともに、利用者の利便性に配慮したゾーニングや、職員等による運営やサービス提供のしやすい効率的な動線とする。

③ その他

- ・地震の際書架の転倒・落下物から利用者を守り、避難経路を確保し、安全に速やかに避難できるようにする。
- ・図書館システムについては既存システムを利用する予定とする。

(2) 諸室の要求水準

室名（面積）	要求水準
開架閲覧室・閲覧スペース (1,000 m ²)	<ul style="list-style-type: none">・複数階で構成し、来館者が図書館を利用するきっかけとなるような空間や、複合施設の他の施設のテーマ（例：雑誌系、子ども・子育て系、文化・芸術系など）と関連した閲覧スペースなど、設置階に応じて各所に配置する。・閲覧スペース内で上下階の行き来がしやすい工夫（開放的な専用階段など）を行う。・広場に面した大きな窓など、外を感じられる空間構成とする。・蔵書数は10万冊程度（在架書数は8.5万冊程度）とし、全て開架スペースで構成する。なお、閉架スペースは設けない。・低めの書架（壁面を除く）を中心に設置し、視線が通りやすく開放的な閲覧スペースとなるよう工夫する。・書架に設置するサインは、分かりやすさ、デザイン面を工夫する。・椅子やソファ、ベンチなど、空間に見合ったデザインの家具を設置する。

室名（面積）	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・ いごこちの良い空間を演出する照明デザインとし、昼夜で色温度等の調整、変更ができるようにする。 ・ 積載荷重に十分配慮を行う。 ・ 個人で利用できるリスニング等の視聴覚用端末を適宜設ける。（視聴覚用のブースは設けない。） ・ 図書館エリア内で専用のBGMを流せる放送・音響設備を適宜設ける。 ・ 各フロアの開架スペース内に図書カウンターを設け、スタッフによる対応ができるようにする。 ・ ICタグによる図書の貸出し管理を行う。
えほん広場 (50 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絵本を設置し、お話会や読み聞かせを行うコーナーとして利用する。 ・ 子どもが多く訪れる階に設け、相互利用しやすい配置とする。 ・ 靴を脱いで利用する低い書架に囲まれたスペースで、子どもが絵本に触れたい空間を演出し、デザイン性を意識したものとする。 ・ 明るく開放的な雰囲気子どもが楽しみながら本が読める仕掛けや工夫を行い、安全性にも配慮した空間とする。
事務室 (100 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員等（8人程度）の事務室・作業スペース、更衣、倉庫として利用するため、必要な間仕切りを設ける。 ・ 主要な階に設置する。上階に設置する場合は、定期的な本の配送動線も考慮した配置とする。 ・ 執務スペース及び図書資料の仕分け等作業スペースを考慮した配置とする。 ・ 図書館システムの配線等が容易にできるよう配慮する。 ・ 流し台を事務室内に設ける。
予約受取スペース (30 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館利用者が事前に予約した本を受取りできるスペースとして利用する。 ・ 図書受付に隣接させ市民の利便性に考慮した配置とする。 ・ 予約した本を並べる書架を配置する。
読書テラス (適宜)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外テラス空間での読書スペースとして利用する。 ・ 内外を効果的につなぐ開放的な空間とし、テラス席としての椅子等を適宜設ける。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階の外部に面する場所に図書返却用ポストを設置し、館内から取り出せるようにする。 ・ 各階の共用空間にも積極的に書架や閲覧席を設け、施設全体を閲覧スペースとなる空間構成とする。

6 市民活動センター

以下に示す要求水準とともに、【別紙1】各室リスト、【別紙4】一般備品リスト等の内容を踏まえた施設整備とする。

(1) 基本事項

① 施設概要

主に市民団体が利用している現市民活動センターに替わる新たな施設として設置するが、複合施設としてのメリットを活かしつつ、それぞれの他の機能の中間的な受け皿やニーズに対応した、多用途に利用できる施設とする。

② 配置・空間計画

できるだけオープンな空間とし、特定の団体だけでなく、さまざまな個人やグループが利用しやすい雰囲気とする。

また、利便性に配慮した動線を確認するとともに、スタッフによる管理運営のしやすい効率的なゾーニングを行う。

(2) 諸室の要求水準

室名 (面積)	要求水準
市民交流スペース (200 m ²)	<ul style="list-style-type: none">・ 講習や展示等の催し物の他、打合せ、談話、勉強、休憩、飲食など多様な使い方のできる交流スペースとする。・ 組み合わせにより、打合せや自習などでも使いやすく移動が容易なテーブル、椅子を設ける。・ ビジネス利用としても利用できる個人用8席、打合せ用4ブース程度を配置し、時間単位のコ・ワーキングエリア (貸席スペース) を設ける。・ 可動間仕切りにより分割でき、ギャラリーや講習会、コ・ワーキングエリアなど同時利用も可能な配置とする。・ 一部壁面等に書架を設け図書館の本を配架できるようにする。
備品庫 (20 m ²)	<ul style="list-style-type: none">・ 市民交流スペースで利用する椅子や展示用備品などを収納する。
作業スペース (30 m ²)	<ul style="list-style-type: none">・ 裁断機、丁合機、印刷機など、現施設で使用している機器を置き、作業できるスペースとして利用する。・ 裁断機等の音への一定配慮を行いつつ、ガラス張りのオープンな作業スペースとする。・ 団体用のメールボックスやロッカーを設ける。・ 作業台を適宜設ける。
事務室 (40 m ²)	<ul style="list-style-type: none">・ 職員等 (6人程度) の事務スペースとして利用する。・ 受付カウンターを設ける。・ 休業日等に他施設の利用者が出入しないように配慮する。・ 執務スペース及びミーティングスペースを適宜確保する。
倉庫 (10 m ²)	<ul style="list-style-type: none">・ 物品や書類等を収納する。・ 事務室に隣接して配置する。

7 プラネタリウム

以下に示す要求水準とともに、【別紙1】各室リスト、【別紙4】一般備品リスト等の内容を踏まえた施設整備とする。

(1) 基本事項

① 施設概要

現プラネタリウムに替わる新たな施設として設置する。

② 配置・空間計画

利便性に配慮した動線を確保するとともに、スタッフによる管理運営のしやすい効率的なゾーニングを行う。

(2) 諸室の要求水準

室名 (面積)	要求水準
観覧室 (190 m ²) ※前室、機器設置、保守スペース含む	<ul style="list-style-type: none"> ・直径8～10m程度のドームで、60～65席程度のプラネタリウム(観覧室)を設置する。 ・座席の配列については一方向扇形とする。 ・形状や内外装デザインの工夫を行い、リクライニングシート等の座席や投影スクリーン、音響・照明設備など、機能性、利便性に配慮した仕様とする。 ・投影機は現在使用している機器(MS-8)の移設に伴い、機器のオーバーホール及び恒星部、惑星部LED化改修を行う(所定の機器メーカーによる、一定調整済み)。 ・プラネタリウムの本来機能以外に、音楽鑑賞や映写会などにも利用できる配置としてもよい。
展示・資料コーナー (60 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・天体観測、星空観賞などのイベント案内や展示ギャラリーとして利用する。 ・掲示板やピクチャーレール、造作の展示用棚を適宜設ける。 ・七夕上映会などピーク利用時の待合スペースとしても利用できるよう、ソファやベンチを適宜設ける。
事務室 (30 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等(3人程度)の事務スペースとして利用する。 ・受付カウンターを設け、休業日等に他施設の利用者が出入しないように配慮する。
倉庫 (20 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・物品や書類等を収納する。 ・事務室に隣接して配置する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・望遠鏡で星を眺める催しができるスペースを屋上に設け、概ね15度の仰角を確保する。

8 共用・その他施設

以下に示す要求水準とともに、【別紙1】各室リスト、【別紙4】一般備品リスト等の内容を踏まえた施設整備とする。

(1) 基本事項

施設全体の共用スペース及び管理諸室等について、利便性に配慮した動線や管理運営のしやすい効率的なゾーニングを行う。

(2) 諸室の要求水準

室名 (面積)	要求水準
総合案内 (適宜)	<ul style="list-style-type: none">・ エントランスロビーなどの分かりやすい場所に、本施設全体の総合案内を行う案内カウンターを設ける。・ 可動型デジタルサイネージを設置する。
飲食施設 (100 m ²)	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食施設として、カフェレストランを想定したテナントスペースの整備を行う。・ 1階の外部に面した位置など、オープンな雰囲気で行うことができる配置とする。・ 厨房・スタッフスペース、客席空間を含めて100 m²程度とし、これ以外にテラス席を想定した施設としてもよい。・ 主要設備及び内装下地までを本事業で設け、内装仕上や什器備品などは委託先による設置工事を想定する。・ 給排水について部屋までの施工は本事業の範囲とする。・ 空調についても本事業範囲となるため、委託業者と調整のうえ工事を行うこと。・ 電気照明、コンセントの配管及び配線について、当該スペースまでの施工は本事業範囲とする。
守衛室 (適宜)	<ul style="list-style-type: none">・ 施設全体の守衛室として、通用口近くに設置する。・ 総合設備盤を設置する。また、休憩・仮眠スペース等を適宜設ける。
救護室及び休養室 (適宜)	<ul style="list-style-type: none">・ 急病人のための救護室として設け、気分が悪くなった人の休憩室としても利用する。・ 男女別の区別が行えるようにする。・ 簡易ベッドや緊急用ブザーを設置する。
共用トイレ (適宜)	<ul style="list-style-type: none">・ 男女別及び多目的トイレを設ける。・ 各階の構成、平面ゾーニングに応じて、利便性に配慮した計画とする。
授乳室 (適宜)	<ul style="list-style-type: none">・ 乳幼児連れの利用者のための授乳室を設ける。・ 各階の構成、平面ゾーニングに応じて、利便性に配慮した配置とする。・ 洗面台を設置する。
湯沸室 (適宜)	<ul style="list-style-type: none">・ 各階の構成、平面ゾーニングに応じて、湯沸室を適宜設ける。

室名（面積）	要求水準
風除室・ロビー・廊下・階段等 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の交通部分として、各エリア、諸室を効果的につなぐとともに、分かりやすく、バリアフリーに配慮した動線を確保する。 ・各施設の情報提供が行えるよう配慮した空間とする。 ・パンフレットコーナーをデザインに配慮しながら適宜設定する。 ・本事業への寄付者等を紹介できる仕組みを、デザインに配慮しながら適宜設置する。 ・ロビーでプロジェクター投影が可能な仕組みを設ける。 ・自動販売機コーナーや休憩コーナーなどを適宜設置する。 ・公衆電話設置スペースを設ける。
電気室・空調機械室・EPS・DS・PS等 （適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、空調等の各種設備室、各種配管・配線等について、機能的かつ機器更新やメンテナンスに配慮した効率的な施設とする。 ・設備等による騒音、振動、臭気などの影響がないよう配慮する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃員など維持管理用の控室スペースや、施設内で出たごみ等の一時保管スペース（1階バックヤード等での搬出、車両寄付き）など、施設の維持管理に必要な機能、スペースを適宜設置する。 ・各階の構成、平面ゾーニングに応じて各管理者が情報提供できるスペースを設ける。 ・ゴミ置き場については分別回収が可能な間仕切り、医療用廃棄物が発生するため必要な区画を設ける。

9 外構施設

【敷地A】

- ・敷地Aの外構施設として、車寄せ、身障者用駐車スペース、関係者用駐車スペース、駐輪場、構内通路、アプローチデッキ、植栽等を整備する。
- ・敷地北側については、敷地Bと一体感がある空間とし、大屋根下との連続性に配慮した空間とする。
- ・屋外遊び場は、「安全で楽しく遊べる」を前提としながら、全体のデザインと調和が図れるものとし、子育て世代包括支援センターの屋内遊び場に面して配置する。なお、配置計画において、広場施設の遊具と併用や複合化とすることも可能とする。
- ・屋内遊び場と外部との接続は、利便性と安全性への配慮を行いつつ、広場の雰囲気やデザイン性にも十分に考慮した整備を行う。
- ・一時保育施設に外部側出入口を設ける場合は、防犯上外部から侵入できないよう配慮する。
- ・施設のメインエントランスに面して、送迎やタクシー乗場を兼ねた車寄せと身障者用駐車スペース等を設置する。
- ・関係者用駐車スペースとして、ホール等施設の公演スタッフ用に20台程度を確保する。また、施設のサービス車両用の駐停車スペースを適宜設置する。（一般利用及び附置義務台数分は、中央公園駐車場で対応する方針。）
- ・駐輪場は周囲の景観やデザイン性に配慮しつつ、敷地Bの広場施設内の設置分と合わせ、計400台程度（ミニバイク置場も内数で適宜）確保する。駐輪場は、できる限り屋根付きとするが、駐輪スペースとして確保できることを前提に、一部を構内舗装や芝生スペースとしてもよい。
- ・上記駐輪場は、開館時間外にポール、チェーン等で閉鎖できるようにする。
- ・上記以外に、市所有自転車の駐輪場25台を配置する。
- ・アプローチデッキは、南側及び東側の歩道から施設の2階レベルなどへと歩行者等がアクセスできるルートとして整備する。
- ・植栽は、敷地や周辺の状況などを踏まえ、高木、中低木、地被類・芝生などにより環境性や植生、維持管理に配慮した緑化を行う。なお、高度地区の緩和要件上、敷地面積の20%以上の緑地面積を確保する。
- ・西側の水路や歩道については、本事業の整備に伴い関連する動線や機能確保など、必要な改修を行う。
- ・東側法面の改修は本事業範囲とする。

10 広場施設

【敷地B】都市計画公園

- ・敷地Bの都市計画公園として、大屋根、芝生広場、屋外遊び場、屋根付通路、駐輪場、構内通路、植栽等の広場施設を魅力あるランドスケープとして整備する。
- ・可搬性のあるベンチやタープなど、みんなで思い思いの使い方ができ、形を変えながら作り上げていく「育てる広場」をめざす。
- ・市民のさまざまな活動を想定し、適所に貸し出し可能な電源や水道などの設備を備えるほか、中心市街地における新たな景観として、移動者からは視線を集め、立ち寄り、滞留を促すなど、「使いたくなる」、「過ごしたくなる」デザイン性を備えた空

間をめざす。

- ・公園照明については、さまざまな活動を想定し、デザイン性に考慮して設置する。また、いたずら防止対策にも配慮すること。
- ・広場空間の象徴として、敷地B内のできる限りの面積を芝生エリア（芝生広場）として確保し、座ったり寝転がったりする憩いの空間としての性格や、イベントなどの活動空間としての利用など、利用用途やメンテナンス等を考慮した動線計画とゾーニングのうえ、天然芝のエリアと人工芝のエリアを適宜配置する。
- ・施設の入り口付近には、建物へと空間、視覚的につながる活動の中間領域として、開放的で魅力あるデザインの大屋根（500 m²程度）を設置する。
- ・大屋根の下は、人工芝やウッドデッキの設置など、魅力的で過ごしたくなる空間とするとともに、照明、音響設備、プロジェクター投影等を簡単に設置できる工夫を行うことで、イベント時にはステージや観客スペースとしても利用可能なデザインとする。
- ・広場の遊具については、「安全で楽しく遊べる」を前提としながら、近隣施設にない独自性を備えるとともに、夜間はライトアップを行うなど、広場の魅力向上が図れるものとする。
- ・北側の府道からのレベル差を活用したアプローチ動線（階段等）の工夫や、北側グラウンド・地下駐車場へのアンダーパスにつながる屋根付き通路、西側市道からの歩行者及び管理用車両の出入口など、利便性に配慮したアクセス動線を確保する。
- ・西側の水路や歩道については、本事業の整備に伴い関連する動線や機能面の必要な改修を行う。
- ・東側法面の改修は本事業範囲とする。
- ・災害時利用できる応急給水用施設はデザインに配慮し、通常時も利用できるよう整備を行う。
- ・西側水路のレベルを考慮し、広場に支障をきたすことのないよう浸水対策を講じる。
- ・都市計画公園に必要な緑地面積を「育てる広場」の活動に考慮し、デザイン性に配慮して確保する。ただし緑化面積については中央公園全体で検討することは可能である。
- ・都市計画公園の建築面積については、今回検討区域のみでなく北グラウンドを含む中央公園全体で検討すること（【別添5】都市計画公園全体図を参照）。また、敷地C、Dに建設を予定している便益施設及び管理棟に影響の無いよう配慮すること。

IV 業務実施

1 基本事項

(1) 事業者の役割

事業者は、要求水準書及び技術提案書に基づく施設の完成を実現できる体制を整えるとともに、設計企業、施工企業及び工事監理企業等の役割分担や、業務間での必要な調整を行い、各企業の能力が十分に発揮できるよう、適切な管理を実施する。

なお、市は事業実施状況のモニタリングとして、設計、施工の各段階で随時打合せの実施や説明、資料提出を求めることから、事業者はこれに協力を行うこと。

(2) 要求水準の確認

事業者は、施設整備の各業務の内容が、要求水準書及び技術提案書に適合しているかの確認を行う。

具体的には以下に示す方法によるものとし、市は、事業者から提出された計画書及び報告書の内容を確認し、必要に応じて是正等を行う。

① 要求水準確認計画書

事業者は、要求水準の項目及び内容に応じて、確認の時期（基本設計段階、実施設計段階及び施工段階等）、確認を行う者（設計企業、施工企業及び工事監理企業等）、確認の方法等を記載した要求水準確認計画書を作成し、基本設計の着手時に市に提出する。

② 要求水準確認報告書

事業者は、要求水準確認計画書に沿って、設計及び施工における要求水準等への適合に関する各業務の実施状況を反映させた要求水準確認報告書を、基本設計及び実施設計の各終了時並びに施工段階の主要な部位の施工後、建設工事完了時に市に提出する。

(3) コスト管理計画書の作成

事業者は、基本設計の着手前、基本設計完了時、建設工事着手前（実施設計完了時）、建設工事途中及び建設工事完了時の各段階において、業務の進捗に応じたコスト管理計画書を作成し、市に提出する。各段階のコスト管理計画書は、業務の進捗に応じた構成、内容とし、詳細は事前に市と協議の上作成するものとするが、建設工事着手前（実施設計完了時）のコスト管理計画書は、内訳明細書に基づくものとし、事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行う。

また、業務の進捗によりコストの変動が生じた場合は、変更金額一覧表を、該当部分の変更前後の数量、単価、金額を含む内容で作成し、適切な時期に市に提出し、変動部分の扱いや対応について協議を行うものとする。

(4) 舞台機構、舞台照明及び舞台音響の専門企業

舞台機構、舞台照明及び舞台音響の整備等業務の実施については、以下の実績等を有する専門企業を定め、業務の開始前に市の承認を得る。

- ・過去10年以内に、客席1,000席以上のホールを有する劇場・ホール施設の舞台機構、舞台照明、舞台音響設備それぞれ専門工事として施工実績がある者。
- ・上記の各工事において、舞台機構、舞台照明、舞台音響設備を自ら制作しているあるいは専門メーカーであり、当該据付を実施していること。

2 各種調査業務

事業者は、本施設の整備に伴い必要となる範囲について、電波障害事前調査及び周辺家屋調査を実施する。なお、法令等による必要な調査が発生する場合についても、調査を実施する。

また、事業者は、市が提供する測量、地盤調査結果以外で、設計内容に応じて必要に応じて本敷地に関する地盤調査、敷地測量等の調査を、事業者の負担により任意に行うことができる。

各種調査の実施にあたっては、着手前に調査計画書を作成し市に提出するとともに、調査終了時に調査報告書を作成の上、市に提出する。提出時期については、実施する調査内容に応じて市と協議する。

3 設計業務

(1) 概要

事業者は、設計業務について要求水準書及び技術提案書に基づき、市と十分に協議を行い遂行するものとする。なお、設計業務と並行して、市による管理運営計画の検討及び策定を予定している。施設の管理運営は、基本的に事業者の提案内容に基づき検討を行う前提とするが、可能な範囲で管理運営計画との整合や設計内容の調整を行うなど、市と密接な連携を行い、より使いやすく効率的な施設づくりをめざす。

① 基本設計

基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるものとする。

主要な寸法、納まり、材料及び技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とする。

② 実施設計

実施設計は、基本設計の内容が市により確認された後、これに基づく工事の実施に必要なかつ事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とする。

(2) 設計及び施工の工程表の作成

事業者は、基本設計着手前に、次に掲げる項目を内容とする設計及び施工の工程表を作成し、市に提出する。竣工引渡しは令和5年9月末日までとするが、これを早める提案の場合はそれに応じた工程表とする。

- ・各種調査の工程
- ・基本設計の工程
- ・実施設計の工程及び各種申請、建築確認申請等の行政関連手続の工程
- ・建設工事の工程
- ・市への引渡し工程

(3) 設計図書の作成

① 図面の作成

図面の作成は、CAD（BIM活用を想定）による。

② 設計に係る資料の提出

図面その他の設計に係る資料は、市に提出する。

③ 基本設計図書の提出

基本設計終了時に、市に提出する基本設計図書は、次表のとおりとする。基本設計図書の内容については、別途指定する設計図書の構成によるものとし、詳細は市との協議により作成する。

図書名	体裁	部数
基本設計図書 ・法令調査報告及び手続経過書 ・敷地調査チェックリスト ・建築、構造、設備、舞台特殊設備等を含む図面 ・透視図 ・各室面積表 ・各種打ち合わせ記録 等	A 3	10 部
基本設計図書（概要版） ・建築、構造、設備、舞台特殊設備等の概要を含む図面 ・透視図（外観、内観について複数面）	A 3	20 部
その他技術資料、計算書等	適宜	5 部
電子媒体（ワード、エクセル、PDF、CAD等）	CD-R等	適宜
その他必要と認めるもの	適宜	適宜

④ 実施設計図書の提出

建設工事着手前に、市に提出する実施設計図書は、次表のとおりとする。実施設計図書の内容については、別途指定する設計図書の構成によるものとし、詳細は市との協議により作成する。

図書名	体裁	部数
実施設計図書（製本）	A 2（見開きA 1）	5 部
実施設計図書（製本）（縮小版）	A 4（見開きA 3）	10 部
実施設計（概要版）	A 3	20 部
その他技術資料、計算書等	適宜	5 部
設計内訳書	A 4	5 部
打合せ記録等	適宜	適宜
電子媒体（ワード、エクセル、PDF、CAD等）	CD-R等	適宜
その他必要と認めるもの	適宜	適宜

（４）完成予想図等の作成

事業者は、実施設計がほぼ終了する段階で、建物の内観及び外観の完成予想図（透視図）及び完成模型を作成し、次表に定めるところにより、市に提出する。

図書名	体裁	部数
内観及び外観の透視図 （対象、数については協議による）	A 3（着色）	各 1 部
完成模型（ケース・台座含む） （施設完成後に展示を予定）	1 m四方程度 縮尺は協議による	1 式
上記各写真（画像データ含む）	適宜	適宜

図書名	体裁	部数
電子媒体（ワード、エクセル、PDF、CAD等）	CD-R等	適宜

（５）設計内容の説明

事業者は、基本設計の終了前に、市が開催する設計説明会のための資料作成等の協力及び設計内容の説明を行う。報告会は1回とし、それぞれ下表の内容を予定する。時期や場所等の詳細については、市との協議による。

報告会の内容	役割
事業概要の説明	市
設計理念、趣旨の説明	事業者
配置、平面等の計画内容の説明	事業者
今後のスケジュールの説明	市

（６）打合せ記録の作成

事業者は、市及び関連する行政機関等と打合せを行ったときは、その内容について、書面（打合せ記録簿）に記録の上市に提出し、相互に確認を行う。

（７）各種許認可申請業務

事業者は、設計に伴う開発関連（都市計画法 29 条許可及び同法 37 条等）及び高度地区の緩和に関する手続きの他、防災評定や構造、省エネ適合性判定、計画通知など、工事着工に必要となる一切の申請及び手続等を行う。

上記に伴う市に提出する各副本以外は、次表のとおりとする。

図書名	体裁	部数
計画通知電子媒体（PDF）	CD-R等	1部

（８）交付金申請等補助業務

市は、本施設の各年度を基本とした出来高に応じて、国庫交付金の充当を予定している。事業者は、交付金申請、その他関連する書類の作成を行う上で必要となる資料の作成に協力するものとし、毎年度、市が指定する期日までに、別途定める工事中間出来高算定の基準に基づき、事業に係る出来高明細書を作成し市に提出するとともに、市による出来高検査に応じる。

また、市への会計検査等があった場合、必要な協力を行う。

（９）市民ワークショップ等企画運営業務

設計段階等において、「育てる広場」のコンセプトに基づき、施設づくりへ市民が参画できる機会を創出することを目的として、事業者の企画・運営による以下の市民ワークショップを行う。

実施主体は事業者とし、具体的な内容、回数等は提案によるが、事業費の範囲内で実施結果をできる限り設計に反映するなど、事業者において工夫を行うこと（参考としてイメージ例を示す）。

なお、告知や募集、運営など、市においても協力を行う。

内容	主な目的	時期
市民ワークショップの要素を取り入れた市民参加型のシンポジウム等	事業者の提案内容の周知など	令和2年(2020年)3月末
市民ワークショップ(具体的なテーマ設定による)	設計内容への市民参画、反映	提案により基本設計段階など進捗に応じ複数回

【ワークショップイメージ例】

段階	ワークショップ名称	事業者の役割
設計段階	「滞在したくなる閲覧スペース」を考えてみよう	企画、市民意見の取りまとめ、設計反映
工事段階	仮囲いのデザインをみんなで作ろう	企画、デザイン監修、施工
	衝突防止ピクトグラムをデザインを考えてみよう	企画、デザイン監修、施工

※上記はあくまでイメージであり、実際は事業者の提案による。

また、事業者は、市が行う市民ワークショップ等について協力を行う。

市が行う市民ワークショップにおける事業者の役割は、事業内容や進捗状況の説明補助の他、ワークショップに参加しての市民意見のヒアリングなどを想定しており、事業期間中の毎年、進捗にあわせ年1～2回程度とする。

4 施工業務

(1) 概要

建設工事は、技術提案書及び実施設計図書に基づき行うこととし、事業者が市に提出すべき建設工事中の記録、報告書の作成及び提出については、次に掲げるところによる。

① 事業者が提出すべき記録、報告書等の作成及び提出

事業者が市に提出すべき施工計画、施工体制、品質管理に係る記録及び報告書等は、公共工事として、参考基準等に示す内容に見合った内容で作成する。

また、工事監理企業は、その内容が要求水準書に基づき設計企業が作成した設計図書等に適合していることを確認する。

事業者は、上記による確認結果を記録し、工事監理状況報告により、当該記録を市に提出する。なお、報告書の作成に当たって工事監理者から是正を求められた場合は、施工企業等は是正し、その内容及び修正後の再確認に係る記録を併せて市に提出する。

② 事業者の確認書類・提出時期

- ・ 施工計画及び品質管理計画を示した書類(工事監理者による確認を受けたもの) …各部位の施工前
- ・ 計画に基づき適切に施工したことを示す施工報告等の書類(工事監理者による確認を受けたもの) …各部位の施工後

③ 出来高の管理

事業者は、建築、設備等の区分ごとに、出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し、市に提出する。また、月間工程表を作成し、前月の末日までに市に提出する。

事業者は、建設に係る金額の出来高を算出し、工事期間中は、その出来高による進捗状況報告書を毎月市に提出する。また、実施工程表に記載された出来高予定との変動が5%を超えて遅延した場合は、その理由を明確にして翌月の10日までに市に報告を行う。

(2) 仮設計画

- ・現場事務所等については、現場敷地内の支障がない場所に設置する。
- ・現在市民会館解体工事で利用している成形鋼板（市購入分）を本業務で利用し、一部市民参加型ワークショップにて作画等を行えるようにする。
- ・仮囲いについて、成形鋼板は高さ3.0メートルとし、歩道面については工事期間中シティブロモーション等のため市がデザインしたマグネットシート（2.8m×8.4m程度）を年1回程度作成する。
- ・水路及び敷地内の既存配管配線等については、工事進捗状況に合わせ配管配線等所有者と調整の上必要な養生を行うこと。
また、配管配線等所有者の点検が可能な仮設計画とすること。
- ・アンダーパスについては、工事期間中利用できるように仮設計画を行うこと。

(3) 使用材料の詳細に係る確認

事業者は、使用する材料の色、柄及び表面形状等の詳細に係る内容、サンプルについて、工事監理者をもって適宜市にその内容を提示し、確認を得る。なお、調整が必要な場合は、市と協議を行う。

(4) 既存樹木等の移植・伐採及び工作物等の撤去工事

① 既存樹木等の移植・伐採

事業者は、敷地内の既存樹木の伐採処分、及び一部樹木の移植を行う。移植場所については茨木市内の適地とし、詳細は【別紙4】既存樹木リストを参照のこと。また、敷地Aの東側、南側に隣接する法面の既存樹木については、工事に支障がある場合は伐採処分を行ってよい。

なお、伐採した樹木の一部を利用し、新施設や市民のもとに帰っていく様に、内装材、ベンチ等への再利用を行う。ベンチ等の制作場所は、本事業の検討段階で関わっている「リノベのいばらきDIY工房」等を活用するものとし、再利用の内容や数量などは提案による。

また、敷地内の獅子像については、茨木市内の公園等に移設予定である。

② 既存建物・工作物等の撤去

下表に示す対象物について、撤去を行う。

内容	対象物
撤去処分	敷地B北詰めにある既存建物（トイレ）、照明灯、バックネット、擁壁、花壇、切替済みの埋設配管、水門、移設記念碑の捨てコン、遊具等
計画により撤去処分	進入路部にあたる駐輪場（西側水路上部）、手すり、支障となる電柱、進入路にあたる歩道部、転用不要な樹木等

- ・解体撤去工事に際しては、関連法令等を遵守し、事前に必要な調査等を実施し適切な対応を行うとともに、工事中の安全確保を図るなど、周辺的环境保全に十分配慮

する。また、工事工程や工事の概要について、近隣に周知するとともに、工事に伴う影響を最小限に抑えるよう努め、工事車両の出入りによる交通障害、工事による騒音及び振動等に配慮すること。

- ・敷地内の民間埋設配管については、処分のみ各所有者が行うため、現場内に仮置きすること。
- ・敷地B北側低圧引き込みについては撤去に伴う新規配管は本工事範囲とするが、負担金については市が別途負担する。
- ・敷地Aの北東側（現グラウンド）に埋設されている耐震性貯水槽及び既存管の撤去を行う。ただし、提案により再利用等可能な場合にのみ、存置可能とする。

(5) 電波障害対策工事

事業者は、施設整備にともない、周辺への電波障害が発生した場合は、従前の状態に復旧する対策を行い、その結果を市に報告する。

(6) 地中障害物の撤去、搬出及び処理

事業者は、地中障害物が発見された場合、必要に応じて撤去、搬出及び処理を適切に行う。

(7) 申請及び届出

事業者は、工事の着手、完了及び供用開始に必要な一切の申請及び届出を行う。

(8) 工事内容の説明

事業者は、建設工事の着工前に、市が開催する工事説明会のための資料作成等の協力及び工事内容の説明を行う。説明会は近隣1回とし、下表の内容を予定する。時期や場所等の詳細については、市との協議による。

説明会の内容	役割
事業概要の説明	市
設計理念、趣旨の説明	事業者
配置、平面等の計画内容の説明	事業者
仮設計画、工事車両動線などの説明	事業者
工事スケジュールの説明	事業者
今後のスケジュールの説明	市

(9) 定点写真の撮影等

工事の進捗状況を広く市民等に知らせるため、インターネット上のホームページ等への掲載用として、定期的な工事状況の定点写真撮影を行う。

工事中及び竣工時においては、工事各工種の進捗、試験等にあわせて、撮影を行い工事竣工後、早期に書類を作成の上、提出すること。

(10) 竣工図書の作成

竣工図書は、工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現したものとし、次に掲げるところにより作成し、建設工事完了後、市に提出する。

① 図面の作成

図面の作成はCADによる。市への提出形式については協議による。

② 竣工図書

竣工図書は、次に掲げる内容を含むものし、設計や工事内容に応じ、追加する必要がある図書が生じた場合は、適宜市と協議を行う。

- ・ 配置図、案内図、室名及び室面積等が表示された各階平面図、立面図、断面図及び仕上表
- ・ 各階の各種電気設備に係る配線図及び文字・図示記号
- ・ 分電盤、動力制御盤等の電気設備の単線接続図
- ・ 屋外配管図（雨水排水を含む）、衛生配管、空調配管、空調ダクト、自動制御等の各階平面図及び図示記号
- ・ 電気室の平面図、機器配置図及び電気設備の各種構内線路図
- ・ 主要機械室平面図及び断面図並びに基準階トイレ詳細図
- ・ 各種系統図
- ・ 主要機器一覧表
- ・ 熱源機器、昇降機器等の主要機器図
- ・ 舞台機構等の舞台特殊設備関連図
- ・ その他必要な図書

提出する図書は、次表のとおりとする。

図書名	体裁	部数
竣工図書（製本）	A 2（見開き A 1）	1 部
竣工図書（製本）縮小版	A 4（見開き A 3）	2 部
電子媒体（ワード、エクセル、PDF、CAD等）	CD-R等	適宜

また、以下の部数を市使用分として、本施設の適切な場所に保管する。

図書名	体裁	部数
竣工図書（製本）	A 2（見開き A 1）	4 部
竣工図書（製本）縮小版	A 4（見開き A 3）	8 部
電子媒体（ワード、エクセル、PDF、CAD等）	CD-R等	適宜
施工図	A 2（見開き A 1）等	1 部

竣工図面データは、TIFF、PDF及びJWW方式とし、竣工図原寸サイズで記録すること。TIFFファイルの解像度は300dpi以上、G4圧縮形式とし、文字、図面等が明確に確認できるものとする。

(11) ホール等の性能確認及び必要な対応

事業者は、ホール等施設（大ホール、多目的ホール）の音響性能や照明、舞台機構の稼働等の所定の機能性について、要求水準及び事業提案に基づく設計内容が確実に発揮できるかどうかの性能試験を行い、市の確認を得るものとする。

また、竣工後に市（指定管理者）は試聴公演を行う予定であるが、要求水準や事業提案で示された性能を基本として、公演に際して明らかな性能不足や不具合が発生し

た場合、必要な対策への協力を行う。

(12) 施設の維持保全に係る資料の作成

事業者は、市と協議の上、施設の保全に係る資料として、設計完了後に施設の維持管理にかかる費用の予定額等と工事完了後に施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料（A4判両面印刷）を作成し、建設工事完了後、次表に定めるところにより、市に提出する。

図書名	体裁	部数
施設の維持管理に係る資料	A4	1部
電子媒体（ワード、エクセル、PDF、CAD等）	CD-R等	適宜

また、以下の部数を市使用分として、本施設の適切な場所に保管する。

図書名	体裁	部数
施設の維持保全に係る資料	A4	4部
電子媒体（ワード、エクセル、PDF、CAD等）	CD-R等	適宜

(13) 完成写真

事業者は、完成写真を撮影し、建設工事完了後、次表に定めるところにより、市に提出する。

なお、完成写真の撮影を第三者が行う場合は、完成写真を市及び市が認めた公的機関等の広報に、著作権者名を表示せずは無償で使用するができるようにする。

また、事業者は、あらかじめ市の承諾を得た場合を除き、完成写真を公表することや、完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

図書名	体裁	部数
カラー写真アルバム	適宜	3部
電子媒体（ワード、エクセル、PDF、CAD等）	CD-R等	適宜

(14) その他

事業者は、建設工事に際して、関連法令等の他、次の事項について遵守するものとする。

① 工事の周知

施工方法と工程計画について、近隣及び関係機関に対し周知を図る。

② 施工中の安全確保

常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工にともなう災害及び事故の防止に努める。

③ 施工中の環境保全

関係法令等に基づくほか、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染及び水質汚濁等の影響が生じないように周辺環境の保全に努める。

工事材料の使用に際しては、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努め、作業環境の改善及び作業現場の美化等に努める。

④ 災害時等の対応

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の

防止に努め、その経緯を速やかに市に報告する。

⑤ 建設資材等のリサイクル

建設工事により発生する建設副産物については、関連する基準や管理マニュアル等に基づき、適正な処理に努める。

また、下記の書類を整理し提出すること。

ア マニフェスト

イ 産業廃物系統図

ウ 再生資源利用促進利用計画書（実施書）

エ 設計数量対比表、集計表

オ 各処分地の処分業許可証

カ 各収集運搬業者の収集運搬業許可証

キ 収集運搬業者及び処分業者との契約書

ク 処分地への搬入日時、搬入経路地図

ケ 処分地までの追跡写真

コ その他

⑥ ホルムアルデヒド及びVOC対策

建設工事に使用する材料等は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし材料に応じてホルムアルデヒド等の有害物質を拡散させない又は拡散が極めて少ないものを使用する。

また、室内空気に含まれるホルムアルデヒド及びVOC対策として、工事後の施設の引渡しに当たっては、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン及びエチルベンゼンについて所定の測定方法により計測を行い、当該施設の室内空気環境が厚生労働省の指針値以下の状態であることを確認する。なお、測定対象室は、主要な室及び継続的な換気が見込まれない居室で代表的な室とし、測定点数は、おおむね各室面積 50 m²ごとに1測定点以上となるよう適宜設定する。

⑦ ダンプトラック等による過積載等の防止

事業者は、工事用資機材等の積載超過のないように注意する。

⑧ 低騒音型・低振動型建設機械の使用

建設工事においては、低騒音・低振動型建設機械を使用する。

⑨ 工事現場のイメージアップ

事業者は、近隣に配慮し工事現場のイメージアップを図る。また、着工までの間に工事内容の周知・紹介のための看板を適宜設置すること。

⑩ 施工体制台帳の写し（再下請通知書）・施工体系図

ア 施工体制台帳原本（下請契約書共）及び施工体系図は作業所内に常備すること。

イ 建設業法施行規則第14条の2第2項に基づいた書類を市監督職員に提出すること。

ウ 契約書について、建設業法第19条に基づく14項目を網羅した内容とすること。

エ 建設業許可書の写し（下請金額税込500万円以上の場合は必須）を添付すること。

オ 作業主任者（専門技術者）資格証の写しを添付すること。

⑪ 設計数量対比表、集計表

工事の箇所ごとに内訳されている設計書内訳記載の設計数量を、工種ごとに集計すること。

⑫ 検査記録

検査記録について、検査中の状況写真に加えて、修補指示を受けた事項について、

その内容を記録した書面と、是正前、是正中及び是正後の写真を添付すること。

(15) 備品調達・設置業務

事業者は、施設のコンセプトや諸室の機能を踏まえ、機能性やデザインに配慮したうえで、【別紙3】舞台備品リスト及び【別紙4】一般備品リストに示す備品を調達し、設置を行う。

各備品は新品（環境配慮の観点より、通常一般的にリサイクル材を使用して製造された製品も新品として扱う。）で、使用目的に沿った適切な機能を有する物品とし、各室の用途や空間に相応しいデザイン、素材、色合いとなるよう配慮する。

なお、機能等を満たしたうえで、事業者の提案により、各室の用途や空間に応じた造作家具設置による対応も可とする。

備品の設置においては、工事期間中に搬入・設置を行うものは、工事との調整を適切に行うとともに、効率的な搬入を行い、建物等の保護に務めること。

5 工事監理業務

(1) 概要

工事監理業務は、建築士法上の工事監理者の立場で行う業務を行うこととし、同法第2条第7項、第18条第3項並びに第20条第3項及び第4項に該当する業務を中心とする。指導監督に関する業務は、建築士法第21条に規定するその他の業務のうち、建築工事の指導監督に該当する業務とする。

なお、工事監理業務は建築工事監理業務委託共通仕様書及び公共建築工事標準仕様書に準じて実施する。

事業者は、工事監理業務を行うに当たり、建設工事着手前に、工事監理者をもって工事監理計画書を作成し、市に提出の上協議を行う。また、業務の進捗に合わせて工事監理計画書の内容を変更した場合は、速やかにその部分を市に提出する。

(2) 工事監理記録等の作成

事業者は、工事監理に関する下記の記録を作成し、毎月市に提出すること。

① 月間業務実施表

工事の実施工程表を踏まえ、月間の業務計画を立てること。

その後の業務の進捗に伴い、業務の実施状況について、必要事項を記載する。

② 報告書

施工者等から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、検討事項を詳細に記載するとともに、請負者等に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付して取りまとめる。

必要に応じ、市職員からの指示内容が記載された指示書や、施工者と市職員との間の協議内容が記載された協議書についても添付することとする。

③ 打合せ記録簿

市職員及び施工者等との打合せ結果について、打合せ記録簿に必要事項を記載する。

④ 月報

主要な月間業務実施内容について、業務ごとに簡潔に記載する。

⑤ 日報

日々の業務内容について、簡潔に記載する。

6 その他関連業務

事業者は、ホール等施設に係る市（指定管理者）が行う各種準備業務（例：舞台設備等の稼働確認、試聴公演の開催、管理運営に係る什器等の設置対応など）に対して、必要な範囲で協力を行うこと。